

第 23 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

議事（要旨）

日時：平成26年12月24日（水）

10：00～12：25

場所：倉敷駅周辺開発事務所

2階 会議室

第 23 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

平成 26 年 1 月 24 日 (水)

10:00 ~ 12:25

於 倉敷駅周辺開発事務所

2 階 会議室

【出席者】

委 員 ; 小野（質）会長、森山副会長、荻野委員、陶浪委員、鳥越委員、
(有)三和硝子工業所、小野（年）委員、小野（太）委員、
守谷委員、藤原委員

事務局 ; 久本局長、小西部長、山路次長、潮見所長、小原副参事、
山本次長、鳩課長主幹、光枝主幹、三宅主任、佐藤主任

傍聴者 ; 0 名

【審議会会議内容】

- 1 開 会
- 2 会議の成立宣言
- 3 署名委員の指名
- 4 報告事項
 - (1) 「第 22 回審議会議事録の内容について」
 - (2) 「軽微な変更の考え方について」
- 5 閉 会

【議事】

(◎会長 ○委員 ●事務局)

1 ●：開会

2 会議の成立宣言

●： それでは、開会に際しまして、会議の成立要件の確認でございますが、本日の会議の出席者は10名でございますので、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして本日の会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。

本日の審議会は、事前にお配りしております開催通知のとおり、報告事項3件と審議事項1件を予定しております。今までの審議会におきまして、長時間にわたり貴重なご意見を賜り審議していただいている訳でございますが、時間的に審議が非常に長時間になっている傾向がございました。審議会委員の皆様に多大なご負担となっている状況だと考えております。そこで、本日の審議会につきましては約2時間を目途に、12時には終了できるように事務局として努力してまいりますので、審議会の委員の皆様、ご協力をよろしくお願ひいたします。また、会長におかれましても、この点ご理解をいただき、議事を進行していただきますようよろしくお願ひいたします。なお、今後の審議会でも2時間を目途に終了していきたいと考えておりますので、重ねてよろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、会議録作成のため会議を録音させていただきますこと及び会議状況を写真にて撮影させていただきますことをあらかじめご了承いただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

それでは、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程第2条第2項の規定に基づき、会長が会議の議長になることと定められておりますので、これより小野会長に議事進行をお願いいたします。なお、審議に先立ちましてご案内しておりましたように、本日の審議会では審議事項として「仮換地の指定について」をご審議いただくようになっております。お手元に審議資料を配付しておりますが、こちらの資料につきましては審議会終了時に回収させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

◎： それでは、これより会議に入りますが。

○： 1つ、会長。

◎： はい、どうぞ。

○： 前回の審議会で、私の言った発言で謝りたいことございますので、発言させていただ

きたいのですが、よろしいでしょうか。

◎：　はい、どうぞ。

○：　前回の審議会で、21回の審議会の議事録について、私ども審議委員がチェック、要するに内容を検討する以前に公開されていたことは非常にけしからんと、審議会をないがしろにするものだと私大失礼な発言をしたのですが、その後、事務局の方から倉敷市訓令第29号「審議会の規程」並びに「公開要領」というものがございますと、その両方とも最初にいただいたこの青いファイルに綴じてありますと。その内容に従って公開したのであって、審議会をないがしろにしたものではないというご説明がございまして、私確かにそれを拝見いたしますと、その中に綴じられておりますが、公開要領というところに4条の3項なのですが、会議録の確定は会長と会議において会長が指名した会議録署名委員2名による承認により行うとなっておりまして、21回目の議事録、私どもに配付されたときは会長及び署名委員の方の署名、押印がございまして、確定しているということで、私どもには8月の末に配付されたのですが、当然、春先に公開されたようなのですが、それはこれに基づいて行ったまでだという説明がございまして、私の発言は、非常に不穏な発言をしたのは私の認識不足ということで、ここで改めて謝りたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。さらに私、発言したいことございますのですが、会長、よろしいでしょうか。

◎：　今の発言は謝る発言ですか。単なる形式に対する発言のように聞こえましたが。

○：　いや、これはということの説明であれば申し訳ないと。本来はこれを議論した上でなのですが、既に決まったものとしてあればそれは非常に申し訳ないということあります。さらにちょっと発言したいことがあります。よろしいでしょうか。

◎：　そうしますと、全体のこととしてもう一つ。

○：　これに関連して。

◎：　署名、捺印ということでありましたね、先ほどの。謝るというような言い方の。

○：　これによって、これが定まったものであるということであれば。

◎：　署名と捺印と両方が揃っていることが要件なのですね。

○：　要するに、事務局はこれが定められたものであるから問題はないというお話をされているから、定まったものであれば申し訳ないということでお詫びをした訳ですが、その後の話があります。

◎：　ええ、それはわかったのですけれど。もうちょっと何か説明というか、私が説明を求めるものがある。ちょっと聞いてくださいね。署名と捺印ということですね、先ほどの。

○：　そうそう、その件に関して。

◎：　ということは署名または捺印の両方が揃っていることが、先ほどの。

- ：いや、というのが。
- ◎：それとも片方だけとかというような説明して確定するとかしないとかという意味が。
- ：私の方から、発言させていただきたいと思います。
- ◎：それ踏まえて、発言をお願いします。
- ：ありがとうございます。それで、実は今回の議事の資料をご覧いただきたいのです。

審議会資料、最後をご覧になっていただきたいのですが、私、署名はしておりますが印鑑は押しておりません。といいますのは、署名委員に指名されると、議事録の内容について誤字、脱字含めて内容について確認をするということになっておりますので、それで私は指名された委員としてそのチェックはいたしましたということで署名はいたしました。ただし、先ほどお話しした公開要領については疑義があるということで、実は承認のための署名はしております。なぜそういうことにしたかといいますと、私どもは17回の議事録以降、常に審議会の席上で議事録の内容についてチェック、検討していく訳ですが、いずれも配付された資料は会長及び署名委員の署名のある資料だったので。ということは、既に確定、決定した資料について私どもは議論していた。中には、ある委員は発言した数字が黒く消されているということで異議の申し立てがあつたりしましたが、実は既に確定していることを私どもは議論していた。言ってみれば、茶番も茶番、滑稽なことをやっていた訳です。それで、私はもう一度初めからこの倉敷市訓令29号及び公開要領についてちょっと検討させていただいたのです。倉敷市訓令第29号といるのはここに綴じてございますのでご覧になればわかりますが、これは市長名によりまして定められたものでございます。審議会は、当然市が設置したものですから、市長が審議会の会議規程を定めるのは当然でございます。倉敷市訓令第29号は市長名で定めてありますと、従いましてこの規程は公布の日から施行すると、要するに定めた日にもうこれは決まっている訳であります。これが全ての基本です。それでは、公開要領はどういう定義で定められたかということになりますと、この公開要領を見ますと、「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」第3条の規定により定めることを目的とするということになっております。それでは、公開ということに関して、先ほどの訓令第29号審議会の会議規程にどういう規律があるかということを見ますと、第6条に審議会の会議は公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは非公開とすることができますという記述が出てございます。この後に、公開要領については倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱に、第3条の規定に従い別途定めるという記載がございましたらここで定められている訳でございます。ところが、そういう記載はございません。それで、公開要領の日付を見ていただきたいのですが、その前にここではそれは定めておられませんので、会議規程の公開要領が定められている根拠は、第9条、この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が審議会の会議に諮って定めるとなっております。従

って、この公開要領は第9条に従って定めたものと思われます。それで、先ほどお話ししたように、公開要領の日付を見ていただきたいのですが、この要領は平成19年8月15日から施行するとなつております。ということは、第1期の審議委員は8月7日に委嘱状を渡されております。従つて、8月15日は審議委員の方は任命されております。そうしますと、8月15日に会議を開催してそこで会長が討議、採決してこの公開要領を定めたものかと思いますが、8月15日に審議会は開催されておりません。ということは、8月15日の日付がありますこれは、実は審議会の会議の公開要領と書いてありますが、この時点では事務局が策定した素案、すなわち公開要領の後に案がついた案と考えるべきであります。

では、その後にそれが案を解除して正式なものになったのかということになりますが、会長が選任されましたのは第1回の審議会で平成19年10月15日でございます。第1回の議事録を私もいろいろ検討させていただいたのですが、当然審議会会議規程の説明等がございます。これは先ほどお話ししたように、市が設置したもので、市長が定めた会議規程でございますから内容の説明等はされております。議事録の3枚目、その説明の中に、事務局から会議規程は必要最小限であり、規程以外は審議会に諮つて定まる旨を説明という記載がございます。ということは、会議規程以外は審議会に諮つて定めるのだということがここで明言されております。当然、会議規程は変更等できません。もう既に8月15日に施行されております。その4枚目に行きますと、これは会議規程の中には署名委員の項目がございますので、こんな質問が出たりした関係で事務局からまたまとめとかに関しては会長及び署名委員の方にまず確認していただくということになりますのでご了承のほどよろしくお願ひしますというような記載があります。ただし、これはまだ会長が選任される前でございますので、これは単に要望事項でございますが、一応確認するという作業をしていただく。それが先ほど私がお話ししたように、署名委員として事前に確認の作業をするということはリーズナブルなことだと思います。ただ、重要なのは確認していただくということであつて、確定していただくとはおっしゃっていない。さらに、その後に事務局から補足説明として最終的には委員に諮りながら3名、会長及び署名委員2名の委員の承認がないと確定いたしませんと書かれているのでございます。ということは、最終的に委員の承認がないといけないと、委員に諮りながらということが書かれている訳でございます。これはいざれも会長選任前でございますので、単に意見の交換ということかと思いますが、そこの点の終わりに事務局から、多数の意見が出ましたが、議事録について本日の議事録を審議会の冒頭で報告し、議論いただきましてどうするか決めさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたしますという記載がございます。この後に会長が選任されまして議事が進行いたしまして、審議委員の方の議席が決定した後に、会長が決まりましたので議事

の進行が行われまして、会長から今回の協議事項はこれで終了でございます。続きまして、会議次第6、報告事項2の審議会公開要領について事務局より報告をお願いしますという発言がございます。これは私、非常に驚いたのですが、確かに最初の方を見ますと、公開要領というのは報告事項になっている。先ほどお話ししたように、本来、案がついていたはずの案という文言がございません。従って、報告事項というのは既に決定しているものを説明して、内容について質疑応答するだけのことでございますから、本来は先ほどお話ししたように会長が審議会に諮って定めるのであれば、これは当然報告事項でなくて協議事項のはずでございますし、議事の進行の中ではこれは「案」というものを受けたものの協議ということにすべきと思うのでございます。いろいろ質疑応答の中で、やはりある委員から会議録はいつ確定するのか、会議録の確定は会長と会議において、会長が指名した会議録署名委員2名による承認を行うとあり、先ほど次の会議の冒頭に配付し云々ということがありましたとという質問がございました。それについて、事務局からこういう説明がされております。先ほど会議規程の説明の際に、会議録は3名の委員に御捺印いただいた時点で確定いたしますと。それで、具体的には審議会が定期的に開催されるかは不確定要素でございますので、今回はできるだけ詳しく要旨として取りまとめをさせていただき、3名の委員にご理解がいただければ確定させていただき、今回は確定させていただきますと。そして、次回の審議会の冒頭で、今回の第1回審議会の事例について皆さんの意見によって方針を決定させていただきたいと思いますと、そういう発言がある訳でございます。この後、会長から、例えば会議終了後、1カ月以内となっております。その後、3人が署名して次回の審議会で議論して、例えば修正するというようなことになった場合、確定していれば修正ということはございませんが、修正するということになった場合は1カ月以内に確定しないという事態が発生する可能性はありますかという発言がございまして、事務局は1カ月は規定であり、余り先延ばしはできませんし、という云々ということが言われておりますと、それでこここの項は終わっております。従って、公開要領について討議され、採決されて案を削除してくださいという発言が載っておりませんので、ここでは定められたと言いがたいのではないかというのが、私が先ほど疑義に感ずると言った理由でございます。

ついでに、第2回審議会の冒頭にどういう議論があったかということをお話ししますと、特に委員の方からの発言がないようでございますということで、会長から議事録につきましては了承したいと思いますということで、ここで承認ということの発言がある訳であります。これも私、1回、2回の審議会出ておりませんので、どういう資料が配付されたかわかりませんが、いずれも多分会長及び署名委員の署名、押印のある資料が配付されていたのではないかと思われる訳でございます。

私がこのようにお話ししますのは、本来議事録は非常に重要なものですから、特に私

のような非常に心配性の人間にとりましては、例えばこの審議会ではそういうことはないと思うのですが、会長及び署名委員3名がいろいろ相談して議事録の内容を改ざんするということがあったり、あるいは事務局と会長及び署名委員が相談して議事録の改ざんをするというようなことがあったりしては非常に困るということで、やはりこれは審議会委員全員がチェックして承認するということになるべきではないかと思う訳であります。ということで、こういったいろんな齟齬が起こるのは、この公開要領について曖昧なままで確定しているということでございまして、従って私はこれはそういうことのないように公開要領についてはもっと明確に定めるべきではないかと思うのであります。例えば、事務局から本来は委員に諮りということがございますので、議事録の確定は審議委員に諮り、承認が得られた後、会長及び署名委員の署名、押印によって確定するということにするのが一案でございます。この場合は、審議委員が出た審議会で行うか、ないしは確認された議事録を持ち回りで他の審議委員にもお諮りをして承認していただいて確認、確定する。2番目は、審議委員という文言を審議会としまして、議事録の確定は審議会に諮り、承認を得られた後、会長及び署名委員の署名、押印によって確定する。この場合は3名の方の議事録の確認作業が終了した後、速やかに審議会を開催し確定するという必要がございます。これも審議会の開催が不確定ということであれば、3番目として議事録の確定は審議会に諮りというのは、その後は一緒ですが、ただし書きをつけまして、会長及び署名委員の確認作業が終了した議事録については「暫定版」と明記をして公開することができるということでございまして、その後、審議会で正式の承認が得られれば署名、押印のある「正式版」と差しかえるということの3つ、これ以外にあるかと思いますが、私はその中身が一番不明確だったのがいろんな問題を起こすことになるかと思います。それで、本来この公開要領等につきましては、私が動議を出してということができる問題ではございませんので、会長が審議会に諮り定めることができる事項だと思いますので、会長がどうお考えかご意見を伺いたいと思う次第でございます。以上です。

◎； ありがとうございました。

○： 発言させていただきますが、私は審議会というのは確かにこの区画整理事業の速やかな進展を図るために設置されたものであるというのは重々理解しておりますが、ただこの事業は地域の住民、特に地権者にとっては、言葉が悪いのですが、財産を巻き上げられるというように捉えられることもできる訳で、必要以上に手続、その他きっちりしておかないと、後々いろんな問題を起こすと思うのであります。特に、よく話に出る都計審の1次の答申、住民の合意を得てというのがいつも問題になる訳でございますが、これは施行者側が住民の合意を得たかどうか、要するに例えば一案としたら住民投票を行うとか、そういうことをして合意を得たということになっておれば、何ら後々何十年も

問題が起こるということにはならない訳です。要するに、手続はきちっとすべきでして、曖昧なまま自分たちの都合のいいようにされるとしたらこれは問題であると。私は法律の専門家ではございませんのでわからないのですが、例えば虚偽の発言、あるいは明記すべき内容、例えば先ほどの案は当然明記すべきなのですが、そういうことのない、明記すべきこともしないで議事の進行を自分たちに都合のいいようにするという瑕疵行為がもしあったとすれば、その会議で決定ないし会議自身が無効になるのではないかと思ったりしている。これは法律の専門家ではございませんので素人の考えです。実際に施行者側は、そういうことも踏まえてきちんと手續は踏むべきだということを思う訳です。多分、先ほどの話に公開要領で決めたことで決まった行為、規則どおりに私どもはやりましたというお話でしたが、これは第1回の審議会に出ていらっしゃらない方から見れば、つけ加えますと、第1回の審議会、この事務局の中で出席されているのは1人だけです。他の方たちは出席されておらない。従って、こういうファイルに綴じられた公開要領というものは、当然正規の手續に従って定めたものと思われる訳で、私どもずっとそう思っていた訳ですが、やはりそういうことのないようにここではきっちりと明確に決めるべきだと思っている訳でございます。どうするか、会長が審議会で諮り定めるという条項ですから。

- ◎： 公開条例の訓令第29号の6条と9条の関連ですね。
- ： どうするかということは決めていただきたい。
- ◎： もう根本的な、審議会そのものが有効であったか、無効であったかというような、そういう話ですね。
- ： 多分、第1回の審議会では本来は協議事項でと書くべきで、しかも案とすべきところをせずにしたために、多分選任された会長さんは報告事項でよろしいということでそのまますっと行ったのではないかと思うのです。
- ◎： 私の会になってからは報告事項ではなく。
- ： それはもうね。
- ◎： 中ではちゃんと問題視して、時間があろうがちゃんとやりますけども。
- ： それが案と書かれていれば多分協議されて、案を削除しますというお話だということで。
- ◎： ただ、その場合に2つの問題点が発生てくるのをどうするかということが考えられるのが、1つには、今日以前の過去の。
- ： 邋ってあれが無効ではないかという問題とはちょっと別にしておきまして、といいますのは、そうすると15回の意見書に対する案、同意決議等も無効かということになりますから、そこまでよろしいのかどうかというのは会長さんがどう感じられたということと、実際に法律の専門家にお伺いした方がいいのですが、多分裁判になってその有効

性がどうかと問われるということになったら、ならないかもしれません。

◎： それと、これから変更した、または先ほど■■委員の言われた問題点を感じて決定した、また承認された。

○： だから、明確にするという点で正したらどうかと私はそう思っているのですが、これは会長さんの判断になります。

◎： 私とすれば基本的には対象者である地権者等の意見が反映された審議会でなければいけないし、一方的に市役所から押し付けられてもいけないし、ひっくり返せばみんなの意見が通らない形、またはそれを無視された形の審議会の決定事項ないし役所の態度、行動というものは非難されるべきであろうというのが第一期からの姿勢です。

○： よろしいですか。

◎： はい、どうぞ。

○： 確かにいろんな問題があるのですが、これまでの22回の審議会議事録では、22回はちょっとまだですが、特に大きな問題がそれによって起きてはおりませんので、ここは今後きっちりしていただくということで、こここのところの公開要領のこの行だけもう少し明確にしておくということで私はよろしいのではないかと思っている訳です。

◎： ほかの審議委員の方でご意見がありますか。

○： あの、よろしいですか。

◎： 内容についてですか、どうぞ。

○： 今、■■委員が最終的に言わされたことに賛成なのです。要するに、議事録の内容というものは新しいことを決める内容ではないです。ここで議論して、テープもとってあって、それについて正確に記録されているかどうかということを問題にする訳です。内容が地権者の利益に反するとかということは問題にならない訳です。誤解してはいけませんよ。議事録の内容についてはその審議会で発言があったことが発言の内容と違うかどうか、これを我々が、これが報告事項か審議事項かは別として、その我々の権限とすれば、何回も同じことを言って申し訳ありません。この審議会での発言が正確に記録されているかどうかだけしか判断できないと思うのです。地権者の利益がどうこうというのではなく別の問題、それは議論していくべきです。どうこう言うことではなく、議事録の内容についてはそうなのです。従って、■■委員が今言われたように、私、第1回も出ているのですがそういうことは今まで、気がついてなかった。案というのがあったとか、なかつたとか、それから要は公開要領、気がついてなかつたので申し訳ない。やはり最後に言われたように、ここですぐ結論を出すというか、やはりそういう要領を正しく改めるということについては、ここで決めるよりも、会長と事務局が協議して最終的にはここで協議して決めればいい問題なので、今日すぐ結論を出すのは無理だろうと思います。そういうことで、今までの審議事項が正しかったか正しくなかったとか、地域の

住民の利益に反するとかという問題は、こと議事録の審査については問題にならない事項だと思います。従って、これが最後になるかどうかは別として、正確には21回までは済んでいるのですね。

○： そうですね。

○： 今日が23回だけど審議事項、議事録の内容は22回。何回も今まで申し上げた理由からそれが有効とか無効とかということは問題にならないと思います。審議の内容が正しいか正しくないかではないですから。以上です。

○： 会長よろしいですか。

◎： ■■委員どうぞ。

○： 今の■■委員のご発言ですが、私は審議会の議事録の内容について云々しているではありません。本来、審議会に諮って定めるべきとなっている公開要領が手續どおり行われていないということについて疑義を挟んでいる訳であります。従って、議事録の内容については署名委員等がチェックし、それで実際には確定したものを検討されているので、議事録の内容についてはいささかも疑義があると言っているのではないです。やはり手續どおりきっちりと決めていただかないといけないということを申し上げている訳で、公開要領は正式の手續を経て決まらないで、そのままいつの間にか決まったかのごとく扱われているのはいかがなものかというお話をしている。ですから、先ほどお話ししたように、これまでの議事録の内容については特に異論があつたり、ちょっと■■委員の話は若干ございましたが、それ以外のことは特にございませんので、議事録についてはこれまでの21回まではそのまま認めてよろしいのですが、審議委員がチェックする以前に、要するに3人の方の了解を得られたからといって公開する、確定したとして公開するのはいかがなものかということをお話ししているのであって、ここは明確に審議委員ないし審議会に諮り了解を得た後としていただきたいということをお話ししている。

◎： ■■委員よくわかりました。

○： 事務局の意見はどうですか。

○： 基本的に議事録の内容についてはその事実があったこと、それがどこまで正確に反映されている内容の議事録であるということ。それについては全く■■委員の言われたとおりだと思っております。

○： ですから、私も先ほどもお話ししたように、議事録の内容については確認し署名委員としての作業をしたので署名はいたしました。ただし、確定ということについては公開要領に疑義があるので印鑑を押しませんでしたという話。

○： よくわかりました。そうしますと、具体的に3つ提案を出されました。1つには、承認に当たって審議委員を回覧等してという段階が1案。2案とすれば、審議会にての確

認、承認というのが2案、3番目はただし書き等を付けての「暫定版」という意見がありました。お話を聞いていて、私、会長とすれば第2案の審議会にて、というところで公開前の手続が完了したというように捉えるように公開条例の中での6条、9条に基づく会長確認の上での会議録の手続を終了させるというのが最も妥当であるというような感想を持ちました。

○： 私の考え、ちょっとお話ししたいと思うのですが、よろしいですか。

◎： はい、続けてどうぞ。

○： これ以外にも今行われているように、3名の方が確定した時点でもう確定だという考え方もございますが、私は本来、会議要綱で第7条、会長は会議の議事録を作成するものとしと、それでそれ以降に記載事項が書かれているのですが、基本の規定では会長が作成することになっている。今行われているのは、公開要領には1カ月以内に事務局が会議録を作成しとなつてますが、これは会議録の原稿を作成すると解釈すべきであつて、その後に実は会長と署名委員で、先ほどお話ししたように誤字、脱字を含めて議事録の内容を確認する作業をしている訳で、実際にはその作業が終わった後に事務局の方がお見えになって、こう訂正しましたということで、これでよろしければ署名、押印をお願いしますということで承認したとなっているのです。ですが、規定では会議の議事録は会長が作成するとなつていて、ということは、確認作業が終わった議事録を審議会の席上で、会長はここをこう直しました、ここは誤字ですので訂正しましたという説明を私どもにされて、それで了解をとるというのが通常考えると一番よろしいのではないかと。従つて、私は議事録の確定は審議会に諮り、承認を得られた後に会長及び署名委員の署名、押印によって確定するというのが最も正しい決め方ではないかと思います。これは異論があるかと思います。

○； 会長、進行について。

◎： はい。

○： 例えば、■■委員が言われたこと、私は貴重なご意見だとお聞きしますが、幾つもの問題が発言以外であるのは、例えばその審議会前、この審議会ですかね、1年以上開催されなかつたとか、相当長期間。そういう場合、確定がそこまで遅れるということは、ニュースなんかにも報告できない、できるという解釈をすれば別ですが。そういう問題、要するに地域の方には審議会で何を議論されたのかわからない。我々には守秘義務がありますから、特別職の公務員です。だから、聞かれたからぼつとしゃべるというのは本来的にはそれが間違い。本来的にはできない訳です。だから、それをしゃべったからといってそれがどうこう責任を追及するとかという意味ではなく、本来的にはしゃべられない訳です、守秘義務がある訳です。そういう場合、今でも審議会が開かれるのは次回までは何カ月も先でしょう。その理由もいろいろありますが、その重要な一つとし

ては日程調整の問題もある。そういう問題を踏まえて、今、■■委員が言われた提案に対して、どうするかということを、やはり会長として今後、もちろん副会長もおられるし、提案者の意見も、■■委員の意見も十分聞かれ、あるいは事務手続上のことについては事務局のことも十分聞かれ、その上で決めていただく必要があるので、ここで多數決で即決める性格、それを決めるとまた次に幾つかの問題が出てくると思うのです。だから、すぐ決めるというのではなく、今後早期の検討課題として、今日の議論は一応終わったらどうでしょうか。それが駄目だという意味ではありません。

◎： 手続的にも■■委員の最後の段で言われました事務局が案を作成し、それを会長を含む署名委員が内容確認をし、それを案として審議会へ提出し審議会で案を承認し、よければその案をとるという方法、これ一番妥当だとは思います。ただ今、■■委員が言われましたのは、審議会が審議事項である市当局が審議したいことがなければ相当期間、次の審議会までの期間が空いてしまう、その間の住民等に対する情報公開の方が遅れるという指摘ですね。それも確かに過去そういったこともあります。そうなると、私は今までこういう会議、審議会が開かれる前に市の区画整理事務所の方から事前に訪問等があつたりするときに案の段階を含めて議事録等を確認するだけの審議会も開きなさいという要求はしています。が、審議事項がないからという理由でそれが開かれず、開催しますというような態度もなく、ここまできたという事実もあります。

○： よろしいですか。

◎： では、■■委員。

○： ■■委員が言われることも、会長が言われることも妥当だと思います。それで、先ほど■■さんが言われた、それでは審議会を開いて議事録が出て、それがオーソライズされて出るのに時間がかかると。であれば、今会長が言われたとおり、そのために内容ができるだけ早く、最新の情報を住民に届けたいという意向があるのであれば、それはそれで審議会を開けばいいというように私は思います。以上です。

○： よろしいですか。

◎： はい、■■委員どうぞ。

○： ■■委員のおっしゃるように、審議会がスケジュール調整等でなかなか開催できない。従って、審議の内容について公開できないという問題はあるかと思います。それで、先ほど私、3番目の提案として、「暫定版」と明記の上、公開することができるとしたらどうかという話をしたのであって、「正式版」ではございませんが「暫定版」でありますということで審議の内容について一般に公開するということにしたらいかがかということを言っています。確か21回の審議会は昨年の11月だったと思いますが、それが私どもの審議会にこの資料が配付されたのが8月ですから、約10カ月オープンに、本来なら私の解釈ではオープンにすべきではないということですが、先ほどのこと

で言いますと、どうも春先にはもう公開されていたようなのです。だから、そういうことでは私はいけないのではないかということで「暫定版」と明記をして、格好が悪いですけれども、本来はすぐ、速やかに審議会を開催すればよろしいのですが、スケジュールの関係でできなければちょっと格好悪くても「暫定版」と明記をしておけばよろしいのではないかと。そこには3名の方の署名、押印のないものを「暫定版」として載せる。それは、3人の方も確認しましたよということで最終的な承認作業がまだ残っていますが、内容についてはほぼ今まででいくと訂正されたりするケースは余りないと思いますので、暫定版として公開されたらいかがかということを申し上げている訳であります。

◎： こちらどうぞ。

○： 先ほどからじっと聞いて、堂々めぐりの話ばかりをしているようです。今日■■さん
が言われたのは、この判についてないということについて皆さんに言われたと思うので
す。今言われていることは、今日の審議会が済んでからやっていただきたいと思うので
す。この審議会はもう時間が大分経過しているのです。やはり審議を先にしてから、今
の内容をやつたらどうかと。この前、私がちょっと発言をしたら、審議会の発言に適し
ていないと言われた方がおられるのです。やはり審議が済んだ後にやっていただきたい
と思うのですがどうでしょうか。

○： 私は判を押していないことについて、それが公開要領に疑義があるから押しておりま
せんということをお話したので、公開要領は最初に定めるべき、要するに要領なので
す。それがきちんと正式の手続を経て定まっていないから疑義があると申し上げたの
です。私は押していないことだけ、それだけが問題だと言ってるのではなくて、一番最
初の第1回の審議会で変なことが起こっていますよということをお話ししてる訳。

◎： 第1回というと第1期の時からですね。

○： そういうことです。

◎： ■■委員。

○： ■■委員もおっしゃったように、とにかく一度にここで、多数決で決める問題ではな
いので、やはりそんなことをしたらあれでしょう、そもそも会長困られると思うので
す。すぐこういう案はいかがですかといって、十分検討もせずに。私は■■委員の提案
が間違っているとは思わないですし、審議するのが妥当でないとは思っていません。た
だ、今日のところはとにかく保留にしておいて、あらかじめ指示された事項について審
議して、これを頬つかむりすればいいという意味ではありません。十分我々が練って結
論を出すべきだと、それだけです。

○： よろしいか。

◎： はい、■■委員どうぞ。

○：聞かせていただいておりまして、皆さんごもっともなのですけれども、この審議委員会の議事録というものはいろいろなところへくつついているのですけども、要はこの中でどう捉われているかということだと思うのです。これが市民に公開を早くしなければならない、それもそうでしょ。正確なものを公開しなければならない、それもそうでしょ。スケジュールが合わない、それも言っていたら切りがないですね。だから、やるならやる、審議会の重要課題の中の一つに議事録の公開を早くするということであれば手順をまず、■■さん言われたように、手順を変えろという話ですね。手順を変えて早く公開をする。そのためには、例えば審議員の過半数のスケジュールが合ってそろえれば、もうそれでちゃんと審議して議事録を公開するという手順で変えればいいと思うのです。みんな言われていることが自分の立場ばかり重視して、できない理由をいっぱい並べられているように聞こえるのです。でも、議事録が重要なものであればやるのが一番ですから、スケジュールが合う、合わないとかそんなこと言わずに、やるべきことはきちんとやるべきだと思いますので、やっていただきたい。少なくとも審議会が済んで1ヵ月以内にはちゃんと開示ができるようにそういう手続をとるという考え方で決めたら、手順はいっぱいありますが、それでやっていただきたい。非常にまどろっこしい、もう聞くに堪えないというのが本音です。以上です。

◎： ■■委員の言われることはよくわかりました。そうしますと、具体的には今後この■■委員からの疑義に対してどう扱うかということを決める場が必要になります。市役所の区画整理、今、市の局長を含めて、その辺のことについて審議会を特別に開催できるということはあり得ますでしょうか。質問です。

●： よろしいでしょうか。

◎： はい。

●： 先ほど委員の皆様方からいろいろなご意見等を賜りました。その中で、事務局といたしまして、一つの事務局の考え方を述べさせていただきたいと思います。まず、基本的に今審議会というのは審議事項といたしまして意見を聞く事項とか同意を得る事項について審議していただくというのを基本にしておりますが、皆様方からいろんな意見について、出た事項については議論させていただきたいと思っております。ただ、先ほど■■委員から出ましたこの第二土地区画整理審議会会議規程第8条及び審議会の会議の公開要領第4条に基づきまして、審議会の了解のもとに今まで会議録については会長及び会長が指名した署名委員の署名、押印等で対応してきております、今までにつきましては。また、会議録作成に当たりましては、会議録を録音させていただいておりますので、この録音をもとに忠実に会議録を作成しております。従いまして、会議録作成等におきましても重大な瑕疵は今までにはなく、今後ともないと考えております。現に、今までこの件について何も問題なく進んできておりますので、審議会会議規程、公開要領

に則っておりますので、現状のままで事務局といたしましては問題ないと考えておりますが、先ほど■■委員から提案がありましたように、このことにつきましては今後会長と事務局の方で相談させていただきまして、次回審議会でこちらの方の案をお示しさせていただきたいと思っております。以上でございます。

◎： そうしますと、内容についてはもう確認等ができればいいということなのですが、年の瀬も迫っておりますので、年が明けたぐらいのところで、先ほどの■■委員の疑義の問題については、それだけのことについて公開条例訓令29号の6条、9条そして第7条ですかね、に関する話し合いを市当局と早急に開いた上で、それを承認確定させるためのそれだけの審議会というのを開くことが可能ですか。私はその方向がいいのではないかと思って聞きましたが、どうぞ。

●： まず、会長と事務局の意向等、話をさせていただいて、会長と事務局との案というものができ次第に審議会を開催して取り込んでみたいと思っております。ですから、今後はその状況によって審議会を開く時期等は調整させていただくということでご了解いただきたいと思います。

○： 会長、よろしいでしょうか。

◎： いわゆるそれについては審議事項に格上げさせて今の■■委員の問題提起を審議する場というように捉えての話でいいですね。

●： 会長とお話しさせていただいて。

◎： はい、了解しました。はい、■■委員。

○： 実際、事務局の方でもいろんな問題があるかと思いますので、会長と協議された結果を審議会に諮ることでよろしいかと思うのですが、ついでに私が気になることをちょっとと言わせていただきます。審議会議事録について、最初のとこをよくご覧いただきたいのですが、会議規程第8条の規定により署名するということだけになっておりまして、私は17回の署名委員で、これを見て、待てよ、署名する日は審議会開催日でよろしいかなという気になったのですが、第8条の規定というのは、議事録に署名する委員は会長のほか2人とし、会議の初めに会長が指名すると、署名委員の指名についての規定なのです。私はちょっと頭が単純なですから、第8条というのは署名委員として指名されたことなのだと。だから私署名委員だから、当然会議の日に署名委員に指名されましたから、それで署名して判を押すのでよろしいのだなと思ったのです。これが議事録の承認だなんて全然思わなかった、お恥ずかしい話ですが。ここは第8条の規定により定められた署名委員として議事録の承認をいたしますと、あるいは議事録を承認したということで署名、押印いたしますということになっておれば、なるほど承認をそれでしたのだと思うのですが、「第8条の規定により」だけですから、指名されたのは、私は署名委員に指名されたということだけで、指名されたのだからそれでもう署

名、押印でいいのだとしたようなことで、この辺もちょっと検討していただきたいと思います。

◎： 了解しました。

○： それでいきましょう。

○： かなりいい加減になっているのです。重要なことをこういういい加減なことでやってもらっては。

◎： 手続き的にはこちらのベースの方が審議事項よりも優先決定事項になると思うので、そのように理解しまして、市役所の方との協議も行います。

3 署名委員の指名

◎： なお、今日の会議の冒頭、■■委員からいきなりのお詫び発言があつたりして、先ほどの公開、非公開の確認と会長による署名委員の確認、定義がなされておりませんので、この場をかりましてその辺を再確認したいと思っています。本日の会議につきましては、審議事項としての13号議案が今後あると思いますが、それについては非公開という事務局の提案をそのまま承認して非公開ということにしたいと思います。審議委員の皆さん、それでよろしいでしょうか。

〔委員より「はい」との発言あり〕

◎： 全員異議なしということになりました。続きまして、署名委員の確認を行います。本日は鳥越委員と有限会社三和硝子工業所委員のお二人ということで、事後処理みたいになりますがお願ひいたします。では、以後については今日確認した上で、後日の署名等よろしくお願ひしたいと思います。

4 報告事項（1）「第22回審議会議事録の内容について」

◎： では、少し急いで行きます。報告事項として（1）番の「第22回審議会議録の内容について」ということで、先ほどの■■委員が触れられましたこと以外のことについてのご意見等、内容等についてありましたら発言を願います。

●： 会長、よろしいですか。報告をさせていただいてよろしいですか。

◎： はい、事務局どうぞ。

●： それでは、報告事項（1）「第22回審議会議事録の内容について」を説明させていただきます。今回の第23回審議会資料の2ページからが議事録となっております。3ページから取りまとめておりますように、議事録といたしましては会議開催の年月日、時間、場所、出席者、審議会議事録を取りまとめることとなっております。次のページ、4ページからが議事でございますが、審議会の内容といたしましては、審議会の会議内容1の開会から2の会議の成立宣言、5ページでありますが、3といたしまして署名委員の指名及び4といたしまして報告事項、また5として審議事項、45ページにな

りますが、6といたしまして閉会がございます。議事録の内容といたしましては、時間の制約がございますので省略させていただきます。なお、署名委員からのご指摘事項は、誤字、脱字、言い回し等に関する点がございました。また、前回と同様に発言者に関しましては記号による表記のみとさせていただいております。以上、議事録に関するご説明を終わらせていただきます。

- ： 続きまして、前回審議会の中で委員の皆様から質問をいただいております。この審議会で、前回の審議会で回答できていない事項、宿題が残っておりますので、この件につきまして回答させていただきます。

まず、■■委員から3点のご質問がございました。まず1点目ですが、平成24年度以降に市が新たに買収した土地、建物の総額はということでございました。今現在までを申しますと、土地代といたしまして約4億7,000万円、建物補償費といたしまして約3億2,000万円でございます。

次に、2点目ですが、玉島の新倉敷駅前の区画整理事業の事業期間はというご質問でした。この土地区画整理事業は2地区に分かれて施行いたしております。まず、新倉敷駅前第一土地区画整理事業、駅のすぐ南側でございますが、事業期間は昭和59年4月6日から平成23年3月31日までの約27年間でございます。さらに、これは清算期間の5年を含みます。

次に、新倉敷駅前第二土地区画整理事業、第一地区のさらに南側になります。この事業期間は平成6年4月15日から平成23年3月31日までの約17年間でございます。先ほどと同様に清算期間の5年を含んでおります。

最後に、3点目の事業計画上での先ほどの2地区的区画整理事業の整理前後の土地単価は幾らになるかというご質問でした。整理前につきましては概数ではございますが、整理前は平米当たり9万4,000円、整理後11万9,000円でございます。

次に、第二地区でございますが、整理前が15万6,200円、整理後につきまして平米当たり19万6,700円となっております。■■委員からのご質問についての回答は以上でございます。

続きまして、■■委員からのご質問に回答いたします。質問は、前回第21回の審議会議事録の中の委員の発言で、「今まで倉敷市が直接施行といったらないですよね」について、再度、録音で確認するということでございました。いま一度、録音で前後の発言のやりとりを確認させていただくとともに、ご発言の委員に確認いたしましたところ、方言等修正した主旨といたしましては、「倉敷市では今まで直接施行したことはないですよね」となりますので、その点をここで確認させていただきます。

前回の審議会での委員からのご質問についての回答は以上でございます。会長、よろしくお願いいいたします。

- ◎： それでは、今の市側からの説明に関しまして、質問者である■■委員含めて質問があ
りましたらどうぞ。
- ： ちょっと確認ですけど。
- ◎： ■■委員。
- ： 従前の平米単価が9万4,000円でしたか。
- ： 第一地区が、従前が平米当たり9万4,000円、整理後が11万9,000円。第
二地区が、整理前が15万6,200円、整理後が19万6,700円となっておりま
す。
- ： 新倉敷の減歩率は平均どのくらいですか。
- ： 用意しておりませんので、ちょっと待ってください。済みません、約19%でござい
ます。
- ： 19%、これは新倉の第一ですか。今19%と言われた減歩率は、新倉の第一次の区
画整理事業ですか。
- ： はい、共にでございます。
- ： 共にですか。
- ： この新倉の第一、南が第一ですか。
- ： 南が第二です。あれは川で割ったのではないですかね。
- ： そうです。新倉の駅がございますが、そのすぐ南側が第一地区です。それから川がござ
いまして、その南側が第二地区というようになります。また、詳しい説明につきまし
ては審議会でなく個人的にご説明させていただきますので、今後よろしくお願ひいたし
ます。
- ◎： 質問、先ほどの市の答弁、説明に関しましてはこれでご理解いただけましたでしょ
うか。
- ： 済みません、もう一つ。
- ◎： はい、■■委員。
- ： 別の件ですけれど、よろしいですか。24年頃ですか、換地設計案というのがありま
したね。あれを見てこの区画の1,000平米とか1,500平米とか2,000平米
の土地の平均減歩率というのが出せますか。従前の土地の減歩率が平均幾らになるの
か。
- ： 第二地区ですか。
- ： 第二地区。
- ： 第二地区につきましては、皆様方にご説明というのですか、ご提示させて。
- ： いやいや、1,000平米の土地ぐらいだったら大体平均減歩率がいくらになるか。
それから、一番高い減歩率が何%ぐらいか、一番低い減歩率が何%ぐらいか、こういう

ことちょっと示してもらえばよく分かっていいのですけど。

◎： 今の質問は、この審議会の対象である第二土地区画整理事業の対象地区内で、各物件の面積当たりの減歩率等がどうなっているかと。

○： そういうこと。

◎： という市に対する質問ですね。

○： そのとおりです。

◎： では事務局、よろしかったらどうぞ。

●： 基本的には全体についての平均減歩率を出しておりまして、個別に面積がこれまでだと幾らというようには出していません。以上です。

○： だから、それは例えば1,000平米の土地がいくらかあると思うのです。その平均減歩率というのが知りたいのです。それから、そのくらいの土地であれば、最高の減歩率は何%、最低は何%か、そういうことを示していただければ参考にしたいと思います。

●： よろしいでしょうか。

◎： はい、市役所、どうぞ。

●： まず、審議会におきまして、審議事項等についての動議とかそのようなことにつきましては、きちんとお答えしていきたいと思いますけれども、そういった数値的なことを細かく審議会等で言われましても、私どもも困惑いたしますし、これにつきましては、■■委員に個人的に、相談事項を今後出していただきたいと思っております。今後ともこのようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○： 個人的にでもよろしいです。

◎： 今の時間は、この議事録の内容等に関する正確性の問題の審議でありますので、先ほどの■■委員のことについては、別の機会における要望事項に対して市が答えるという形で処理をできればと思っております。議事録の内容云々についてはいかがでしょうか。いろいろと言ったことを守ってくれないとか発言がありました。その内容については言及いたしません。発言等の正確さについての問題等がなければ、議事録の要旨の報告事項については、処理したいと思います。■■委員、今日の会議の前段で言われた案の承認を取る、取らない件での、ご自分のされました署名のみが形でありますが、押印の方はいつの段階で。

○： 私はですね、この議事録について確認をしていると私自身は確認をしておりますので、内容については異論はございません。ここで承認いただければ、私は当然押印いたします。

◎： ということですね。それでは、次にこの議事録の内容の正確性等に対する各委員の承認を求めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔委員より「はい」との発言あり〕

◎： では、承認を求めます。

〔委員より発言なし〕

◎： 特に異議等なしというように扱わせてもらいます。では、■■委員、後で押印の方、よろしくお願ひをいたします。では、議事録に関しましては、とりあえず以上ということです。

4 報告事項（2）「軽微な変更の考え方について」

◎： 続きまして、報告事項の（2）に移りたいと思いますが、「軽微な変更の考え方について」ということで、前回の22回の時でもこの問題について問題提起がされました。軽微であるかないかについては、事業の認定手続等も変わってくるというのがありましたので、この軽微な変更の考え方について詳しく事務当局からの説明をお願いいたします。

●： よろしいでしょうか。

◎： どうぞ。

●： 前々から、この審議会で軽微な変更について、市としてどういった考え方でやっているのかということのご質問でございましたので、ここで改めてご説明をさせていただきます。まず、軽微な変更の考え方につきましては、市といたしまして2つの考え方から、現在行っている意見書に伴う換地の調整については軽微な変更等々に該当するとまず考えております。

まず、1つ目の考えですが、換地設計基準第19、換地設計の軽微な変更の取り扱いの中に、換地設計の決定以後、換地設計を変更する必要が生じ、その変更内容が下記の換地設計の軽微な変更の内容のいずれかに該当する場合において、土地区画整理審議会に施行者限りで処理できる旨の包括諮問をし、同意を得ているときは、第18、換地設計の変更の手續を省略し、施行者限りで処理できると記載されております。ここで確認ですが、第二地区の換地設計につきましては、平成23年11月14日から連続いたしまして、計6回の第15回土地区画整理審議会を開催いたしまして、意見書は全て不採択となった時点で換地設計は決定いたしております。この時点で、換地設計（案）の（案）は消えた、削除されたということになっております。また、平成23年9月29日に開催されました第14回土地区画整理審議会におきまして、施行者限りで処理できる旨の包括諮問をし、同意を得ております。

そこで、市といたしましては土地区画整理審議会において、意見書が全て不採択となった時点でこの換地設計は決定しておりますので、何も調整などをする必要はなく、このままの換地設計で事業は進めていくこともできました。しかしながら、これらの意見

書を不採択としたまま事業を進めていくに当たりましては、皆様方の意見を無視した形となり、事業を今後進めていくに当たり、賛成を得られない状況となる、そのようなことを審議会委員の方々がお察しになり、意見書の全てを不採択としたけれども、付帯意見として、換地に関する意見書については、できる限り調整を図ることを付されたものと考えております。その後、その付帯意見を尊重し、市の換地との交換などの調整を行ってまいりましたが、市の換地のみでの調整には限界があると判断いたしまして、新たに土地を買収して調整していくこととし、平成24年5月の区画整理によりでその旨をお知らせして、現在も用地の買収を行っております。この調整が軽微な変更相当に当たるかが論点となろうかと思いますが、換地設計基準の策定時には、この行為等について、付帯意見等については想定しておりませんでした。この調整行為について、換地設計基準には明確には記載されていないということでございます。まず、前のスクリーンをごらんください。先ほど申しました換地設計の軽微な変更の取り扱いについて映し出しております。この内容といたしましては、①から⑥までの6項目ございます。まず、読ませていただきますと、市といたしましてはこの⑥、ここ読みますと関係権利者から提出された換地変更願による換地の変更で、当該願い出どおりのものであり、かつその変更の範囲が極めて小範囲であって、ほかの換地に影響を及ぼさないものに該当すると市といたしましては判断しております。つまり、文言こそ違いますが、意見書の内容としては、換地を変更して欲しいという趣旨であり、願い出と捉えられますので、換地変更願が意見書に当たると解釈している次第でございます。まず、これが1点目の市の考え方でございます。

次に2点目の考え方でございますが、審議会からの付帯意見には、できる限り当事者の方と市とで調整を図ることとなっておりますので、当事者の方が納得すれば調整ができたと理解しており、わざわざ軽微な変更ではないとして、再度換地設計の供覧をして、意見書を提出していただき、審議会に諮る必要はないと考えています。当事者の方が納得しているのですから、当然意見書の提出はない、審議会に諮る必要はないということになります。今の説明をいま一度ホワイトボードで説明をいたします。今説明いたしましたものをホワイトボードに時系列順に記載しております。まず、換地設計案の供覧、これが平成23年7月に皆様方に案として供覧をいただきました。その後、8月に意見書の提出期間を2週間設けまして、それについて平成23年11月から12月におきまして、審議会にて意見書について審議しました。審議をした結果、意見書は全て不採択になりました。通常では、もうここで換地設計は決定されますので終わりです。何も調整等をしなくとも、市としては肅々と進めていくことが可能になりますと。しかし、審議会委員の方々から付帯意見、先ほど言いましたように換地に関する意見書について、できる限り市で調整をしろという付帯意見がつきましたので、市としてその意見書に基

づきまして、意見書の調整を行ってきました。これを行っていった中、平成24年5月には、もう今ある市有地だけでは調整ができないということで、新たに土地を確保していくという方針を皆様方に区画整理だより等でお示しいたしました。そして、この調整といたしましては、市として先ほど申しましたように軽微な変更であるということで、調整を完了するように今鋭意努力している最中でございます。これが例えれば軽微な変更ではないですということであれば、先ほど言いました換地設計基準の変更の取り扱いで、ここへ返ってくる、供覧をする。供覧を生じ、また皆様方から意見書の提出を願うとなる。がしかし、ここで調整をされている訳ですから、これから後にどういう調整をしていくかというのを詳細に説明いたしますけれども、ここで同意を得ている訳ですから、意見書が出るはずがないということでございます。だから、この軽微な変更ではないという考え方ではなくて、軽微な変更で施行者限りで調整するというようになります。

続きまして、先ほど私が申しました、実際どのような調整をしているのか、そういうことをご説明いたします。前のスクリーンに映し出しておりますが、これが実際に皆様方にお渡ししている調整通知書、現在12件についてはもう調整完了ということで、皆様方にこの調整通知書を配付しております。これにつきましては、1つの調整案では納得していただけなければ、次の調整案を順次提示していく、納得、同意していただけるまでできる限り調整案を提示していくように考えております。そして、同意いただければ、当事者の方からは倉敷駅周辺第二土地区画整理事業において、審議会からの付帯意見に基づき、施行者（倉敷市）より通知のありました換地の調整案に同意いたしますとの認め印を押した同意書をいただいております。これがその同意書になります。実際に同意書をいただいているものでございます。この同意書をいただいた時点で、調整は完了ということになります。また、場合によりましては、当事者の方を調整することで、隣の方の換地が移動するなど生じた場合においても、その隣の方からも同様の調整通知書をお渡しし、同意書をいただいております。このような調整方法で現在50通の意見書のうち12通の意見書の調整が完了しているところでございます。今後、市有地が増えてまいりますので、この市有地との交換などを行い、順次調整を行ってまいります。年度内には全ての調整を終えたいと考えております。完了後には一件一件の調整について、この審議会でどのようになりました、どういう調整ができたというご説明をさせていただくように予定しております。最後になりますが、仮にですが、この調整が不調に終わった方、また意見書を提出していない方が換地に納得していないという方につきましては、市が行います仮換地の指定という行政処分に対して、岡山県に審査請求ができるようになっております。また、国土交通省に対しましても再審査請求もできますし、行政事件訴訟法の規定により、倉敷市を被告として取り消し訴訟を提起できると

いう門戸も開けております。これらにつきましては、全て倉敷市に対して行われるものでありまして、この審議会が何ら責任を負うことはございません。この観点からも鑑みまして、現在行っている換地の調整は、倉敷市が責任を持って行っているもので、この調整の行為は軽微な変更に相当すると認識しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。以上、軽微な変更についてご説明させていただきました。会長、よろしくお願ひいたします。

◎： 会長として、今の説明は軽微な変更として扱いますという説明だけであって、それが具体的に軽微であるかないかについての判断基準は全く示されてないというように聞こえたのですが、ご発言者、■■委員、要望があるようなので、どうぞ。

○： 22回の審議会で私が要求したのは、軽微な変更の内容というのは、私、重々わかっているつもりなのです。調整を行ったところについて軽微な変更であったかどうかということを知りたいので、議事録によりますと、その都度調整した事案については審議会にご報告しますという記載がございまして、それは調整しますということと併せて不採択にする理由の極めて強い理由になったのではないかと思いますから、議事録に報告いたしますということがございますから、報告していただいて、なるほど軽微な変更であると認めれば、私どももそれは問題がないということですが、もし軽微な変更ではないということであれば、あそこに書かれているように、換地設計案がもともと無理であるということになって、それは差し戻しということになりますと。従って、市の所有地であるところに道路の用地として側溝を掘る工事については、いささかも異論を挟む余地はありませんが、もし軽微でないとなれば、いろいろなことも併せて換地設計をやり直すということに戻るか、その前に調整した事案についてのご説明をお願いしたいと言っているのであって、開発だよりによりますと市有地に工事を始めますとなっておりますが、あの場合も工事を開始する前にその事案の説明をしていただきたいというお願いをした訳であります。ついでに言いますと、軽微な変更には重要な点が2点あります。1点は、他の地権者に影響を及ぼさないというのが1点。もう一点は、換地の変更を希望した者、この場合は意見書を出された人の換地変更に関する事でないといけないということになっている訳です。そうなのかどうかということを私どもが審議委員として判断すべきではないかと付帯事項をつけて不採択にした訳です。それはすべきではないかと私は思っている訳であります。

●： 会長、よろしいでしょうか。

◎： はい、どうぞ。

●： 今、■■委員から何点かご質問いただきました。まず、審議会委員の皆様方の権限というのですか、お立場的なものを申しますと、この換地の調整をいたしましたことについて、これは全て市が責任をとります。先ほども申しましたように、倉敷市が県に対し

て審査請求されるとか、それから国交省に再審査請求していく、それから、行政事件訴訟法において、倉敷市が被告になるということは、全て市がそういう対象になりますと。審議会委員の方々についてそういう責任は全くございません。先ほど■■委員さんが言われました市が調整したことを検証して認めるか、認めないかというような意見がございましたが、これは私どもも考えておりまして、調整したことについて報告させていただくというように考えています。だから、これが是か非か、正しいか正しくないかということについて審議会に諮るというようなことは考えておりません。これについて報告をさせていただくというように考えております。それからもう一点、周りに影響を及ぼさない範囲というようなことを文面に先ほど書いておりましたが、先ほど私が説明いたしましたように、換地設計基準にはこの付帯意見がついた場合にどうするかということが明記されておりません。明記されていないということで、先ほど私がご説明したように、市としてはこのように解釈しているというように申した訳でございます。ほかに影響を及ぼさないというときにどういう調整をしているかというのをちょっと図に描いてご説明いたします。

このような道路と考えてください。こういう道路、これが新しい区画道路ですね。Aさんの換地がここです。Bさん、Cさんがここというように換地の設計案を、ここのAさん、Bさん、Cさんにお示ししました。すると、例えばの話ですが、Aさんからこういう三角の部分が出てくるので、少し形状がよろしくないという意見書、これは換地に関する意見ですから、調整を市が行っていくということになります。市が土地を買っていくという中で、Cさん、この方が市に売るよと、当然従前地になりますけれども、市に売るというようになります。従前地を市が買った時点で、このCさんの土地、この換地につきまして、これが市の換地となります。そうすれば、このBさんをこちらへ寄せます、こういう形で。それなら、Aさんもこちらへ動かすのです。そうしたら、Bさんがここになって、Aさんがここ、残りのこの部分、これが市の換地となる。この調整通知書をさっきお示ししたような要領でAさん、Bさんにお示しします。そうしたら、Aさん、同意します、Bさんもこれで同意しますと。それなら、これで調整がなされたということで、何らほかに影響を及ぼさない。もうAさんとBさんと同じように市と合意ができたということでございますので、これについてわざわざ審議会に諮って、これがよろしいですか悪いですかという審議は、するようには考えておりません。こういうことをしたという報告はさせていただきます。それは、最終的に全て調整ができたときに皆様方に報告させていただくという考え方です。以上です。

◎： ■■委員、どうぞ。

○： 確かに今のお話は分かるのですが、前回の審議会でお話したのは、昨年の1月でしたでしょうか、最初の税控除のための換地指定についての話のときに、今のことと類似

の説明を確か聞いたような記憶があるのです。約2年近く前でしたが、議事録も見ましたけれども、その辺は個人情報なので記載されておりませんが、今のような事例に近いのは、■■さんと■■さんの事案です。当初、■■さんはあのような三角形の細長い土地なので、意見書を提出されている。今のようなCのところを市があれしたので、Cのあそこのところに換地変更をして、Aさんはやや四角い換地設計に調整をしたというような話を確か聞いたような記憶があるのです。そうしますと、■■さんは、実際に意見書を提出された換地変更の希望者なのかどうか、もしそれでなければ、これは軽微な変更ではございません。ということで、実際の換地調整の事案についてご報告をいただきたいという話をしているのです。その他、何ヵ所か私が聞いているのと、換地変更された結果を見ますと、ややおかしいなと思う点が幾つかありますので、明らかにそれは議事録に記載のとおり報告するとなつておりますから、報告してくださいというお話をしている。問題は、軽微な変更の内容ではなくて、どういう調整をしたかという報告だと思います。

◎： いわゆる軽微な変更であると言いながら、そうではないことをそのように押し込んで、改めてもとの土地区割り等に、最少に導かれるべきものではないのかという意味ですね。

○： そういうことです。

◎： 私も、会長としてこのことについてはやはり同じような疑問を持っておりまして、それはまさにこの軽微な変更の考え方についての報告事項（2）の説明を聞いても、そのようには理解できませんでした。

○： だから、調整は市が行うというのは当然で、私どもが行う訳ではありませんが、審議委員としては、付帯決議にしております調整を行うについて軽微な変更の枠内で行われていれば問題はありませんが、その枠を超えるような変更があったとしたら、審議委員としては、換地設計案が不備であったということで戻してくださいということを言うのが審議委員の役目として、私は当然だと思っています。

◎： ■■委員ありがとうございます。市、ほかの方は説明できない、しない。同一人ばかり説明して。

●： よろしいですか。この件に関して、私が責任を持って説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。先ほど私申しましたように、もう今の段階では、個人のAさんとかBさんと対市とで話をしております。それについて、調整が完了した後に、例えば■■委員から、それはちょっとおかしいだろうと言われましても、Aさん、Bさんも納得してはいる訳ですから、何らこれを変える必要はありません。ということから考えまして、審議会の皆様に調整した結果は報告させていただくと、これが正か否かというような判断は仰ぐ必要はないということでございます。ひとつこれでご理解の方を

よろしくお願ひいたします。

- ◎： ■■委員。
- ： それでご理解とおっしゃるのですが、法で決められているのは、軽微な変更、あれは確かに6つの条項があつて5番目が、先ほど私お話ししたように換地変更を願い出た者ということと、他の地権者に影響を及ぼさないのが軽微な変更というように規定されております。従つて、その法の軽微な変更を逸脱するようなことをされたとすれば、それはおかしいのではないかという話をしておりまして、確かに軽微な変更の枠内でやりましたというのはわかりますが、それであれば少なくとも私どもは守秘義務を負いますから、オープンにされてよろしいのではないかと。もっと言いますと、例えば■■さんが意見書を出されていない、Cを市が購入しました。Bの方にCと売買契約を結びましたということであれば、売買契約書があるはずであります。もしもBさんが換地変更の願い、いわゆる意見書を出されなかつたならば、これは軽微な変更の枠内ではございませんということを申し上げている訳で、私どもは法に照らすと軽微な変更の枠を超えてよいということを施行者側に申し出る権利は、私は持っていると思うのであります。
- ◎： 権利といつても、審議会としての注意義務ですね、それは。やはりこの問題は、事業そのものの再承認の決議をとるか、とらないかというようなことをひつくるめて、今までの市役所の区画整理事務所主体の事業の進め方が強引であつたりだとか、住民の意見を反映しないとか、一切の意見事項等を採択しないとか、そういうことに起因してやはり未だにこういう問題、疑義が続いていると私は理解しているのですが、この軽微な変更の考え方については、市側からの説明は確かに今受けました。けれども、その説明ではやはり納得できないというのが■■委員の感想でした。ほかの委員さんで関連して意見がありましたら、納得できるかできないかというぐらいの短い答弁にて、態度表明を今お願いしたいと思いますが。はい、■■委員、どうぞ。
- ： 今の個別の話を私は理解できません。それで、■■さんが言われたとおり、この審議会の審議委員の権限がどこまで入るのか、一方市側がどこまで責任をとるかという線引きのところもございます。それで、そういう観点も必要だと思いますが、もう一つ私自身疑問に思っているのがございまして、いわゆるそれについて質問させていただきます。今の話の中で、こここの第二土地整理地域は、トータルで22.5ヘクタールあるのですかね。それで、宅地になるところ、それから公共の道路とか、それから公共のサービス的なエリアとか、そういう全体像から見たときに、一方ではこの前の換地指定で、それぞれの人を新しくあてがつたはずで、全部バランスがとれているはずなのですが、その中でこのように個別の対応をするために、市は新しく土地を買いましたと、今まで言っている訳ですね。そうすると、それは全体に対してどのくらいの土地を今買っているのか。そうしますと、今このように個別でAさん、Bさん、Cさんの軽微な変更でな

いといった議論がされていますが、一方では全体論から見て、それでは今、市が新たに追加して買った土地からすれば、そういうようにポテンシャル的に、それでは私はここは嫌よねといって意思表示をした人はどのくらいまだ選択するといいますか、アローワンスがあるのかというところを知りたいです。それは、軽微な変更という中で、それではAさんもBさんもみんな、俺はここは嫌だといって言い始めると、それが今の軽微な変更という定義自体がはっきりしてない中で、そのような議論が出始めると、これはもうモグラ叩きでしかないので、そこをはっきりしてもらいたいなと思っております。

○： 会長。

◎： ありがとうございました。■■委員、どうぞ。

○： 今のご発言で、好きなように換地設計されて、気に入らないから今の時点で変えてくれというのはできないということですね。意見書を出して不採択になった方、これは意見書で換地変更を願い出ている訳です。そういう方についてはできるということになる。それは、軽微な変更の枠内でできる。従って、軽微な変更も換地変更を願い出た者という規定と、変更するときには他の地権者に影響を及ぼさないというのがはっきりと明記されている。それをした施行者側は、審議会に諮らないでできると。要するに施行者側が勝手にできるというのは、その枠内という規定がなされているのですよ。

○： それはそうですね。

○： それをそこで勝手に決めて、こうやったとされたら困りますから、そういう記載が入っている。もし軽微な変更の枠外のことをやったとしたら、最初の換地設計案が不備だということになる訳です。従って、先に最初に戻しなさいというのが法で定められているということなのです。今お話しのあったように、例えばいろんな調整のために、土地を事業用地として買収しました、事業用地としてです。ということになりますと、例えば皆さんお分かりのように、今石見町はくしの歯が抜けたようにいっぱい空き地があります。あれはみんな事業用地として考えて、もう一度換地設計をやり直すというか、事業用地がたっぷりありますから、どうなるのだということも私達は、もし軽微な変更の枠外のことをやっているとすれば、申し上げるべきではないか。これはもう地権者としてもなのですが、ということを言っている訳です。ですから、換地変更はそんな簡単にできないことになる。軽微な変更もかなり枠をはめられている。先ほどから話のCさんのところを買収されたから、Bさん、Aさんを移しましたというのは、私はどう考えても他の地権者に影響を及ぼしていると思うのですが、売買したということであればそれはわかります。ただし、Bさんが換地変更の願い、意見書を出されてなければ、売買契約書があるでしょう。それがないとすれば、それは明らかに意見書を出されてない、換地変更願を出されてない方の換地変更をしたのは、軽微な変更の枠を超えているでしょう。だから、それは事例として、ここはこういうことをいたしましたという報告をいた

だきたいということなのです。だから、前回お話したようにお願ひは、要するにその都度、調整したものについては、報告することになっておりますから、それは報告していただきたい、お約束されていることはきちっと報告していただきたい。先ほどの議事録の件でもお話ししたように、虚偽の発言であったら、それは大変なことなのです。虚偽の発言を行って審議会の審議を自分たちに都合のいいようにしたりするというような瑕疵行為があつたとすれば、それは明らかにそこの決定は無効でございます。いろんな異論はあると思いますが、私はそういう気がしている訳です。ですから、お約束されたのは、お約束されたとおり速やかに報告をしていただきたいというお願ひをしているだけなのです。

○： ちょっとよろしい。

◎： ■■委員、どうぞ。

○： お聞きしていて、2つ疑問点があるのですけども、1つは報告をしないのですか、これは。報告しないのですか、さっき、すると言われていたが。いや、するのだったら、すると言つたらいいのではないですか。

●： 報告はすると申しました。

○： 審議会に報告するという話でしょう。軽微な報告だといって、報告しなくてもいいという話のように聞こえるのですが。

●： いえいえ。

○： であれば、報告するのでしょう。するのであれば、そこはそれでいいのではないですか、ちゃんとすると、事前に報告したりすればそれでいいのではないかという気がするのですけれど、それはどうなのですか。それからもう一つ、換地決定している訳でしょう。換地決定したものを動かすということは、区画整理事業が変更を来すということですか。換地決定しているのだから、それは固有名詞であって、そこへこうするというよう決まっている訳ですから、換地決定というのはそういうものでしょう、違うのかな、私はよくわからないが、どうなのですか。

●： そうです。

○： いや、その換地決定しているものを個人に名義変更するということは、今言われているような売買契約書か何かあればいいという話でしょう。名義変更すればいい。というのが、区画整理事業として換地決定をして、区画整理事業の要は換地の位置が決定しているものを故意に変えるということは、変更になると言われているのでしょう。固有名詞を変えるということは。だから、それが等価交換の契約書でもあれば、何ら問題ないですよね、区画整理事業が完成した暁に等価交換しますよという話だろうから。それだったら一切報告の必要はなし。だけど、現状でいったら、決まっているものを変えるのだから、軽微とかなんとかという言葉ではなく、それは報告したらいいのではないです

か、そう思います。それで何かそういったことは差し支えがあるのであれば、それはこういう差し支えがあるから、この件についてはできませんといって、ちゃんとここへ守秘義務のある人ばかりいるのだから、言つたらいいのです、違いますか。以上です。

●： 会長、よろしいですか。

◎： はい、市役所、どうぞ。

●： ■■委員より2点ご質問がございました。まず1点目ですが、調整についてどのようにしたかというのは、ご報告をさせていただきます、これはきちんとさせていただく。ただ、その調整をしたことについて、これが正しいか、正しくないかということを審議会で審議していただく必要はないということを私は申し上げた次第で、このように調整しましたという報告はさせていただきます。それがまず1点です。それからもう一点でございますが、換地設計につきましては、今現在、もう決定しております。決定しておりますが、まだ正式な行政処分はしておりません。これから仮換地の指定通知ということを皆様方に市長名のついた文書を送った段階で、正式に行政処分される。だから、今はまだそういう段に至っておりませんので、審議会からの付帯意見について、意見書についての調整を行っていると。ただ、それは個人と市とで行っている問題であり、最終的にその行政処分もAさんとかBさんとか個人に対して市が行うものですから、最終的にそれが納得できなければ、先ほどご説明したように、個人の方が市に対して審査請求、これは県に提出の審査請求とか、国交省に対しての再審査請求、それから行政事件訴訟法による被告倉敷市を提起していくと、そういう門戸は今後開かれておりますよということでございます。以上でよろしいでしょうか。

◎： いいですか。会長として、先ほどの市の説明を聞いたのですけれども、報告をするとかしないとかということは、報告だけで済ませるということではなくて、その報告内容が軽微な変更におさまっているのか、おさまっていないのか、再認可をする必要があるのか、ないのかの判断のために■■委員はそれを報告してくださいというように申し出られている訳であって、一方的な市側からの調整結果の報告だけで審議には値しませんという発言はおかしいと思いますよ。■■委員、いかがですか。

○： 今■■さんがいろいろお話しになっているのですが、要するに私が軽微な変更かどうかということを言っているのは、都市計画法にその規定が確かありますよね。ということで、都市計画法の条文に則って軽微な変更が施行者側が一義的にできるとはなっておりますが、その枠を超えるようなことがあったら、明らかにそれは、換地設計案が不備ということで差し戻しすべきである、これも法律で定められているとおりだと。施行者側が軽微な変更の枠内でやられているのは私当然と思いますが、念のために私どもにそれを教えていただいて、申し訳ないのですが疑義が若干ございますので、チェックさせていただきたいという話しをしているのです。確かに換地設計案が出まして通った訳で

ございますから、■■委員もおっしゃるように、それはもう変更できない訳です。ただし、軽微な変更の枠内であればできると、これは施行者側が。要するに一義的に自分たちのだけでできると。ただ、そうすると野放図にどこでもこれをやられてしまう可能性があるので、縛りが当然入っていて、1つは換地変更を願い出た者で、他の地権者に影響を及ぼさないことという縛りが入っている訳で、もしその縛りの枠外のことをされたとしたら、施行者側が自らその縛りを破ったということになりますから、それは速やかに最初の換地設計案に戻すべきだということを私は言っているだけで、何ら問題がなければオープンにしていただいて問題はないのではないかと思う訳です。

◎： はい、■■委員、どうぞ。

○： 私、あれの具体的な場所なんかを全然知りませんので、あるいはピントがずれているかもわかりません。今のあそこにある説明が、事例の1つとして、軽微な変更というのが単に面積だけとか、そういうものではありませんが、軽微な変更ではないとなぜ断定できるのかということがよくわからない、これが1点。第2に、軽微な変更かどうかについて、審議会の委員が、報告が事務局からあったことについて意見を言うこと、これは可能でしょうが、軽微か軽微でないかの判断を審議会が決めることではない。具体的には、あの中でBさんとか、Cさんは所有権がなくなったからちょっと申し立てのしようがないです、Aさん、Bさんが申し立てるとして、不服審査を県、再審査請求は国交省にするとか、行政事件として訴えることができる。そして、それは裁判所が判断する。不服申し立ては県とか国交省です。ということで、審議委員が意見を言うこと、これは報告に対して言うことは自由ですが、意見が食い違った場合に決めるのは、あくまでも審議会ではないということが前提になる訳です。だから、できるだけ報告を受けたいという気持ちはわかりますが、最終的には審議する事項ではないということが大前提になると思います。それを最終的に判断するのは、不服申し立てを受けた県とか、国交省とか、裁判所が判断する事項というように理解しております。以上です。

◎： ■■委員。

○： 今のお話よく分かるのですが、私がお願いしているのは、事務局の方が審議会でお約束になっている、要するに調整したものについては審議会にご報告しますと約束をされておりますので、その約束を果たしてくださいというのが1つ。それから、最終的に■■委員がおっしゃるように、軽微な変更の枠を超えているかどうかは裁判所が多分決めることだと思います。ただし、報告を受けて、私どもはこれは軽微な変更の枠を超えているのではございませんかという指摘はできるかと思います。どうお考えになっているかということをお聞きして、なるほどそれはやむを得ないなということであれば、若干甘いかもしれません、裁判に訴えるということは、するのはやめましょうということは可能かと思うのです。ただし、私がお願いしているのは、審議会でお約束になったこと

はきちんと守っていただきたいと。従って、ご報告はしてくださいということを言って、その期限としては、もしその枠を超えるようなことがあれば、都市計画道路とその他、要するに変更している可能性があるとかないとか、あるいはその他あれば差し戻すことになれば困りますので、道路工事を一部した、開始した以降にそうなると困りますので、それ以前に報告をお願いしたいと。その期日については、会長とご相談の上、報告日を決めてくださいというお願いをした訳で、多分その協議された結果は、年明けてということになったのか、全部終わってからご報告しますのでよろしいとなったのか私は知りませんが、私はそういうことを考えると、なるべく速やかにご報告をしていただくべきではないかというように思っている。

◎：いろいろ会長と市側と調整をしてというお話がありまして、それについての結果、今日の会議ということになったのですが、今日の会議を開きたいと、出て欲しい等と今日の日程が決まりましたという以外の協議はしておりません、できておりません。その会議自体を開く前の、今できていないことだと、いろんな問題点等を再確認して、その条件をつくりなさい、やりなさい、守りなさいということはもう会う度に言っておりますが、会長とすれば、それは今まで倉敷市には黙殺されてきていましたというのが実態だという報告をさせてもらいます。以上です。

5 閉 会

◎： 今日のところは、これでとりあえず2時間終了なのですが、根本的な会議の決定の前提の問題、それからさっきの軽微な変更等の考え方については、根本的に倉敷市側の恣意的な判断によって軽微とされているという疑義が■■委員等から出ましたが、これも私は昔からそのとおりだと思っておりました。それを代弁されたということで、複数の委員からもそういう指摘があったというように理解をしております。今日の冒頭、市側から今日の会議は一応2時間ということで、これまでのように、いわゆる3時間も4時間も5時間もするような無茶なすることなく、淡々と進めていただきたいということでしたが、今日は報告事項の（2）までで2時間が終了しました。（3）の寿町八王寺の都計道路工事についてというものと、あとは4番目の審議事項（1）というのがありますが、審議事項をこの審議会として審議するのを拒否した、または拒否するという訳ではありません。会長提案ですが、今日の2時間はこれで終了します。3の（3）、4については、次回の審議会等を開いてもらった上で、今日の前段にあった議事録等の扱い等どう決めるかということと併せた審議の場へ移行、延期、再設定と、会議の場を再設定するというようにさせて欲しいと思っておりますので、それを審議委員の皆さんにご提案します。これについてご同意をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

- ： ちょっと 1 点言わせてください。
- ◎： はい、 ■■ 委員、 どうぞ。
- ： 別に審議を拒否されている訳ではないのですが、 事務局にお伺いしますが、 仮換地の指定に時期的な問題はあるのですか、 ないのですか。
- ◎： はい、 倉敷市、 どうぞ。
- ： まず、 今日の報告事項の（3）、 寿町八王寺線道路工事について、 これにつきまして業者が先々週ですか、 決まっておりまして、 来年 1 月のうちには工事着手をしたいということで、 そういう話をしたいと思っておりました。 それからもう一点、 今日の一番の審議事項、 仮換地の指定につきましても、 前回同様に建物補償について税控除の件ということで、 今日是非とも仮換地についての審議をしていただきて意見を伺うということで、 今日は 4 件ございますけれども、 この地権者の方と今後契約していくように進めておりますので、 時期的に制約はございますので、 できればご無理を申し上げたいと思っておりますが。
- ： だから、 もしもそういう制約があれば、 極端な場合、 これは私が前回言いましたが、 制約があつて仮換地指定を市長が次回の期日の前にしたって、 我々審議会委員文句を言えない訳です。 だから、 その辺も考えて判断をして、 皆さんで意見をまとめていただきたいし、 もしも時間的な制約があるのなら、 市長がぽんと仮換地指定をしたって審議会の委員文句を言えない訳です、 法律的には。 その辺も考えてどうするかを判断していただきたいというのが私の意見です。
- ◎： はい、 ほかに。 ■■ 委員、 どうぞ。
- ： 確かに税控除のための仮換地の指定であれば時期的な問題はございますが、 過去の事例では、 1 月に審議会を開催して仮換地指定を決定したところもございます。 まだ 1 カ月ほどありますので、 速やかにその間に、 先ほど会長のおっしゃったようなことも含めて事務局と協議していただきて、 速やかに次回の審議会を開催して決めるべきであるというか、 決めるのでよろしいのではないでしょうか。
- ： 1 月中に入るかどうかです。
- ： だから、 極力。 ということで。
- ◎： 物理的に不可能な段階にはまだ至っていないということですね。
- ： そうです。 物理的に不可能であれば、 どうするかというのはまた別ということ、 少なくとも過半数出席すれば開催できますので、 ということだと思うのです。
- ◎： では、 一応目途としては、 1 月末までを目途として事務局の方には頑張っていただくということで、 次の審議会の場を設定していただきて、 今日の懸案事項等もその場で解決できるようにするという方向でよろしいでしょうか、 一応審議会の委員の皆さん、 それで今日のところは。

- ： 私は反対意見だけ述べておきます。
- ： はい、会長よろしいでしょうか。
- ◎： はい、事務局、どうぞ。
- ： 今回の審議会で、もう時間的に無理だということであれば、先ほど■■委員が言われたように、来年の早々という形でご審議いただきたいと思っております。これから改めて皆様方、年末年始お忙しい中、日程調整をすればまた期間的にずれ込むというようなことがございますので、今、日程調整用紙を用意しておりますので、これからお手元に配付させていただきまして、できればこの場で一番いい日、出席者の多い日にちを決めさせていただいたらと思いますが、よろしいでしょうか。
- ◎： 委員の皆さん、結構でしょうか。
- ： それでいいと思います。
- ◎： では配付して。
- 〔事務局より日程調整表を配布。委員にて日程調整表の記入〕
- ： 会長、よろしいですか。
- ◎： どうぞ
- ： 要するに意見書が50件あるうちの11件でしたか、あと40数件を今年度中に調整を完了したいと。3年遅れ、膠着状態であると。今日の話でいきますと加速度的にかなり強引に、そういうことがずいぶん出てくるのではないかと思ってね。審議委員としてはそこら辺を危惧しますけどね。ご予定は今年度中ですか、もうあと三ヵ月ほど。
- ： 要するに土地を今、買っている状況なのです。
- ： ええ。
- ： 土地を買う場所が確定しないと、なかなか確定した調整ができないということです。きちんと確定しなければ。
- ： 行政処分というのは全部済んでからですね。
- ： 行政処分については、仮換地の指定が行政処分です。
- ： 1件ずつですか。
- ： 1件ずつです。それに対してさっき言った審査請求の対象ということです。今の段階では何も行政処分もしませんから。
- ： 3年近く膠着状態で、さっきの話を聞いていますと、軽微であるかどうかということであって、そういうことをどんどんやっていくことによって、おやりになるのか、我々としたらね、スムーズに早くという一面もありますので。その辺はよく考えてもらえばよい、その辺を考慮して、ひとつ今後。
- ◎： 会長として意見を言わせてもらえば、今までとにかく無理をして、みんなが同意できないような計画をごり押ししてきた経緯だとかいうものを倉敷市事務当局とすれば、

きちっと認識して欲しいと思います。

- ： 会長、よろしいでしょうか。すいません。
- ◎： どうぞ。
- ： 時間がかかって申し訳ございませんでした。今皆様方の日程調整をいたしましたら、1月21日水曜日の10時から開催ということでお願いいたします。
- ： そのときで税控除は大丈夫ですか。
- ： 1月のぎりぎりです。それで、会長にお願いしたい件がございます。
- ◎： どうぞ。
- ： 1月21日の審議会につきましては、今回の第23回の審議会の継続審議ということをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。
- ◎： 継続ということは、扱いはどうなる訳ですか。
- ： 要するに、回を変えますと、例の議事録作成の方が全然間に合いません。ただ継続審議とさせていただきましたら、23回の議事録というのを次回24回に、1月21日とは別に、後の審議会に報告させていただくという形になります。今回の第23回の継続審議とさせていただきたいということでご了承いただきたいと思います。
- ◎： ほかの委員さんも特に、別に日程さえ合えば、継続審議ということで、何ら異議ないですよね。

[委員より「はい」との発言あり]

- ◎： ないそうです。
- ： ありがとうございます。
- ： 平成23年の12月か11月に5回か6回、あれと同じで。その当時議事録が間に合わなかつたためにやつた訳でしょう。
- ： 済みません、会長。併せて、継続ということでございますので、今回同様個人情報が含まれた審議会になりますので、その点もあわせて。蛇足ですが、非公開ということで。
- ◎：もちろん、いいのではないですか。特に反対はしません。
- ： ありがとうございます。そのように扱わせていただきます。
- ： ちょっと済みません、午後にはかかるないですよね。
- ： 2時間で。
- ： それを聞きたかったのです。
- ： 済みません、次回、報告事項で例の工事の関係と13号議案の仮換地の指定ということでお願いいたします。ただ、工事につきまして、次回1月21日以前に施工業者の方が工事にかかるというようなことが起こり得るかもしれませんけれども、その点についてはご了承願えたらと思います、まだ定かな情報ではないのですけれども。

- ◎： 他の委員さん、特に我々が自決して、それで工事をとめるという問題ではないので。
- ： 市有地で工事をするのだから、私どもがとやかく言うことではないというお話しをしていたのですが、先ほどお話しした中で、これは都市計画道路とされているところの工事ですから、もし先ほどのような軽微な変更の云々ということになるといかがなものかと、それ以前にという話をしていた訳です。
- ◎： 前段に戻って再認可ということになれば、この工事自体も本当はおかしいだろうという意見が当然出てくるはずの案件ではあるのですけど。現段階においては、とりあえず報告としてやっていただきたいいいのではないかと思います。ほかの委員さん、特に異論ありませんね。
- 〔委員より「はい」との発言あり〕
- ◎： はい、ないですから、そのように。
- ： 会長、事務局から審議会日程についてよろしいですか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 本日は大変長時間ありがとうございました。次回の審議会は、第23回の継続ということで、来年1月21日10時に行わせていただきます。この1年ありがとうございました。併せて非公開ということでお願いいたします。最後に、資料の方を回収させていただきます。よろしくお願ひします。
- それから、この1年大変お世話になりました。私どもの建設局長よりご挨拶を申し上げさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。
- ： 失礼いたします。本日審議会委員の皆様には年末のお忙しい中、また寒い中ご出席をいただきましてありがとうございました。今年は2回、8月と今回開催させていただきまして、本日もいろいろございましたけども、貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。先ほど案内がありましたように、来年1月21日には議事録の扱い、そして道路工事のこと、そして仮換地の指定要件につきましてご審議いただきたいと思いますので、来年もひとつよろしくお願ひいたします。どうも本日はありがとうございました。
- ◎： お疲れさまでした。

第 23 回

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
会議規程第8条の規程により署名する。

平成27年 5月 5日

岡山県南広域都市計画事業
倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会長 小野 賀印

委員 鳥越一忠印

(有)三和硝子工業所 印
委員 竹原良枝印

第 23 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録

(継続審議)

議事 (要旨)

日時：平成27年1月21日（水）

10：00～12：15

場所：倉敷駅周辺開発事務所

2階 会議室

第 23 回 倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会議事録（継続審議）

平成 27 年 1 月 21 日（水）

10：00～12：15

於 倉敷駅周辺開発事務所

2 階 会議室

【出席者】

委員 ; 小野（質）会長、森山副会長、荻野委員、陶浪委員、鳥越委員、
(有)三和硝子工業所、小野（年）委員、小野（太）委員、
守谷委員、藤原委員

事務局 ; 久本局長、小西部長、山路次長、潮見所長、小原副参事、
山本次長、鳩課長主幹、光枝主幹、三宅主任、佐藤主任

傍聴者 ; 0 名

【審議会会議内容】

- 1 開会
- 2 会議の成立宣言
- 3 報告事項
 - (1) 「審議会の会議の公開要領について」
 - (2) 「(都)寿町八王寺線道路工事について」
- 4 審議事項
 - (1) 第 13 号議案「仮換地の指定について」
- 5 閉会

【議事】

(◎会長 ○委員 ●事務局)

1 ●：開会

2 会議の成立宣言

●：まず、再開に際しまして、会議の成立要件の確認でございますが、本日の会議の出席者は10名でございますので、土地区画整理法第62条第3項の規定によりまして会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。

また、本日の審議会は事前にお配りしております開催通知の残りの議題として報告事項1件と審議事項1件を予定しております。前回の審議会でもご説明いたしましたように、本日の審議会も約2時間を目途に、12時には終了できるように事務局として努力してまいりますので、審議会委員の皆様ご協力をよろしくお願いをいたします。また、会長におかれましてもこの点ご理解をいただき、議事を進行していただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、会議録作成のため、会議を録音させていただきますこと及び会議状況を写真にて撮影させていただきますことをあらかじめご了承いただきますようよろしくお願いをいたします。

また、本日の審議会は前回の第23回の継続審議として開催させていただいておりますので、議事録の署名委員は前回会長より指名していただきました鳥越委員と有限会社三和硝子工業所委員に引き続きお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程第2条第2項の規定に基づき、会長が会議の議長になることと定められており、これより小野会長に議事進行をお願いいたします。

なお、審議に先立ちましてご案内しておりましたように、本日の審議会では審議事項として「仮換地の指定について」をご審議いただくようになっております。お手元に審議資料を配付いたしておりますが、こちらの資料につきましては審議会終了時に回収させていただきますので、よろしくお願いをいたします。それでは、会長、よろしくお願いします。

◎： それでは、皆さん明けましておめでとうございます。ちょっと遅いですけれども、一応本年初めてということで。先ほど司会の方からも話があったのですけれども、司会の方が説明するのですが、こういう事前に今日のシナリオをもらっているのだけど、この中の私の喋るところを大分喋られたのですが、他意はあるのないの。

- ：他意は全くございません。
- ◎：前回は12月24日ということで、報告事項が3件、審議事項が1件ということで、報告事項1件が議事録のこと、2番目が軽微な変更の考え方について、3番目が八王寺都計道路のことについて、審議事項が第13号議案ということで案内があって、前回、片が付かずに今回へということと、前回の報告事項等で■■委員の方からのお話がありましたことについてだったのですが、議事録の署名の有効性の問題だとか、軽微な変更の考え方について、倉敷市区画整理事務所の方と会長、副会長等で話をして欲しいという話がありました。1月7日の日に私の方で、自宅へ来ていただけるということだったのですが、こちらの方へお邪魔をして、有効性等について話をし、確認事項等ですね。それはそれなのですが、その話を前提とした上で1月15日付の倉開第178号の今回の継続審議開催通知というものが送られてきました。審議会委員の私宛ということで来たのですが、この3番、報告事項のところの（1）、（2）については（前回終了）というように、何でもかんでも前へ行っている、行こうとしているというようなことが私の目から見れば作為的に記録されているように思うのですが、これは協議事項等もあつたりしたのですが、「何でもかんでも済みました」という態度をとらない」ようにひとつ要望しておきます。いわゆる1月7日の話し合い等で確認したことについての話を報告事項の結果という形で私の方から簡単に、それに対しては区画事務所の方で補足等ありましたら、後で発言等お願ひいたします。

前回の12月24日の■■委員からの話、例の審議会の議事録の内容についての取り扱いということで、その有効性等についての問題提起がありました。その確認、■■委員からお詫びをするという話もあったのですが、私は協議をして、会議の公開要領だと審議会の会議規則等を読んだりしたのだけど、特に■■委員がお詫びしなければならないようなことはされていないという認識を持っております。この公開要領について基本的に市の方とすれば従前どおりのやり方等でやって欲しいという要望だったのですが、いわゆる署名と捺印とその議事録署名日時、さらにはその作成日、この辺のことについての日にち等はどうするか、有効性はどうするかということについて審議会の会議規則、平成19年8月15日付の訓令第29号というのと、併せてその時に公開要領というものを改めて見せていただきまして、協議等いたしました。

基本的に会議の内容については当然のことながら、いわゆる事実が記載されているかどうか、点、が、は、をひっくるめた文章上の単なるミス等については訂正等があつてもいいだろうというようなことの確認をとりました。署名と捺印をはじめとしての審議会の議事録の有効性についての話の段階で、問題として確認をしたのが、最後の署名欄の日付をいつにするかということ。要するに会議の日の後2カ月経ったということもありますが、あとその会議録をどのような日程等で作っていくかということでの日

程、いわゆる経過日数等についての話等もしました。公開要領の4番、会議録の作成、公開の（1）のところで、会議録は事務局として会議終了後1カ月以内に事務局が作成すると、会議規程によると会長が作成するとなっていますが、現実的な録音、記録、筆耕等を含めましては事務局が作成すると、こうなっております。これが大幅に延びたりしているということもあつたりします。これもなるべく終了後1カ月以内を目途に作成しようということの確認をとりました。署名日については、最終署名者が署名押印をしたという時点の日付をもって書くということの確認がとれたと認識しております、事務局としてそれでよろしいですね。はい、発言を求めます。

- ： 会長、よろしいでしょうか。
- ◎： どうぞ。
- ： この件に関しまして、会長と事前にお話をさせていただきました。そのことも踏まえて、市の見解、市の考え方をここでご説明させていただこうと思うのですが、会長、よろしいでしょうか。
- ◎： どうぞ。

3 報告事項（1）「審議会の会議の公開要領について」

- ： 昨年12月24日に開催いたしました第23回審議会の継続といたしましてご説明させていただきます。前回の審議会におきましては、審議会開催通知文の報告事項（1）「第22回審議会議事録の内容について」と（2）「軽微な変更の考え方について」までは事務局よりご説明はさせていただいております。今回の継続審議会では、この続きをといたしまして、報告事項の（3）「都市計画道路寿町八王寺線道路工事について」と審議事項（1）第13号議案「仮換地の指定について」の審議をお願いしたいと考えております。ただ、先ほど会長からもございましたように、前回の審議会で（2）「軽微な変更の考え方について」は一部の委員の方からご納得いただけないという意見も賜っております。また、冒頭では審議会の会議の公開要領について■■委員からご提案等いただき、会長と先ほど言いましたように1月7日に事前に協議を行い、その方向性をこの審議会で回答する旨も申し上げております。したがいまして、本論の継続審議に入る前にこの2件について市の考え方をご説明させていただきます。

ここで事務局からのお願いでございますが、前回の審議会において本分でありました「仮換地の指定について」ご審議はいただけておりません。今回4件の方の仮換地の指定についてご審議をお願いしておりますが、この方々の建物等の補償金に対する税控除の申請を税務署に行う最終期限が迫っております。この4名の方の今後の生活にも非常に関係する重大な事項でございますので、この点をご察しの上、本日のご審議のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

ではまず、審議会の会議の公開要領についてのご意見に関しまして回答をさせていただきます。委員の皆様には以前、「岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程」と「岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の会議の公開要領」を配付しておりますが、いま一度ここで配付させていただきます。

[委員へ資料を配付]

●： よろしいでしょうか。今配付いたしました「倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程」第8条と「倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の会議の公開要領」4（3）に基づきまして、議事録は会長と会議において会長が指名した署名委員2名による承認で確定いたしております。この確定時以降にホームページにて公開するように現在いたしております。この点についての修正案として、前回の審議会で3案、ご意見等承ったということでございます。その3案をいま一度確認の意味でご紹介いたしますと、

1案といたしまして、議事録の作成は審議会委員に諮り、全員が出席した審議会か持ち回りして確認ということで、承認が得られた後、会長及び署名委員2名の署名押印により確定する、これが1案でございました。

2案といたしまして、議事録の確定は審議会委員に諮り、承認が得られた後、会長及び署名委員2名の署名押印により確定する。これについては、会長及び2名の署名委員の確認後、審議会を開催し確定するということでございます。

3案といたしまして、議事録の確定は審議会委員に諮り、承認が得られた後、会長及び署名委員2名の署名押印により確定する。ただし、会長及び署名委員2名の確認作業が終了した議事録については、「暫定版」と明記して公開することができる。その後に審議会で正式な承認が得られれば、署名押印のある「正式版」と差しかえるという3案を賜ることでございます。

この3案での共通事項といたしましては、議事録の確定は会長及び署名委員2名で確定するものではなく、審議会に諮り確定することになろうかと思います。この件について1月7日に会長と事前に協議した中で、市の意見といたしましては、会議は録音して忠実に議事録を作成している。したがいまして、誤字脱字はあるかもしれません、会議自体に影響が出るものではない。次に、議事録のみについて審議会を開催することで、関係権利者の方々、市民の方々へのホームページ等での公開が大幅に遅れる、迅速な公開ができないということになろうかと思います。最後にもう一点、議事録については報告事項でありまして、審議会にて意見を聞く、また同意を得るという諮問事項ではございません。それから、「審議会会議規程」と「審議会の会議の公開要領」は、

審議を進行する上で市が決めたルールでございまして、審議会に諮って決定するものはございません。それから最後に、会長から先ほどもありましたが、今後議事録の確定の日付につきまして、審議会開催日にこれまでしておりますが、最後に署名した委員の日付と修正すべきとのご指摘を会長から受けておりますので、今後はそのように修正していきたいと考えております。

以上のことから市といたしましては、現在のままの状況、「倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程」第8条と「倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の会議の公開要領」4（3）に基づいて、「議事録は会長と会議において会長が指名した署名委員2名による承認で確定し、この確定日以降にホームページにて公開する。」ということで問題がないと考えております。前回審議会での内容を整理した中で、会長ともいろいろ議論させていただいた中、他の委員の方々のご意見を聞いて判断すべきとありましたので、この市の見解をもとに会長、委員の皆様のご意見を伺っていただければと思っております。以上でございます。

- ： 会長、よろしいですか。
- ◎： はい、■■委員、どうぞ。
- ： 今のお話を聞きますと、大きな誤解をされているのではないかと思うのです。私自身、前回の審議会で申し上げたのは、

まず1点は、この公開要領なるものは倉敷市訓令第29号の中では定められていない。したがって、これは決定しているものではないというのが1点。それはなぜかというと、訓令第29号によりますと、会長はその他必要事項についてこの規程に定めるものほか必要な事項は会長が審議会の会議に諮って定めるということになっておりますが、正規の手続で公開要領を定めたということがどう考えても認められないということが1点。

したがって、いろいろと議事録の確定をいつにするかということを含めて明確になつていないので、この際会議の公開要領を修正して、新たに会長は会議に諮り定めて、正式な公開要領とすべきではないかというのが2点目。

今の話では、公開要領がいかにも定められたものだと、正規の手続で定められたということを事務局がおっしゃるから、そうではないということをご説明したのであって、ですから今のお話を聞いていますと、この2つから当然署名は会長及び署名委員の署名捺印によって議事録は確定するというのは全然根本から覆るのではないかと言っている訳です。

今、■■職員がおっしゃったように、私にもそういうお話をされたのですよ。ですから、もしそれがほかの規程で公開要領が定めてあるのであれば、前回私は最初に事務局がおっしゃるように、公開要領は決まった規則だとおっしゃるのであれば、誠に申し訳

ないと最初に謝罪したのです。ですから、その後の議論でそうではないということが分かれば当然事務局、市が、施行者が私の方に謝罪すべきなのですよ。いまだにされないでしかもあのようにまだこういう規則があるのだとおっしゃるのは甚だ私はけしからんことです。以上です。

◎： ■■委員ありがとうございました。基本的な点では2点あるということですね。29号の中に入っていない。ですからそれに付随する公開要領は議決がないので有効ではないだろうという主張ですね、これも前回おっしゃられましたね。それから2点目とすれば、会議規程の訓令29号の第9条に基づく審議会の会議に諮って定めて決定して初めて公開要領は有効であるということですね。

○： そうです。

◎： はい。これがあったから■■委員が謝ったということは、私とすれば必要ないということを今日の冒頭で申し上げた訳です。ではまず、この間の7日の日に話をしたのは、最終的に■■職員が言われたような線での話し合いがあったという概要をお話ししたのですが、改めて■■委員の話である先ほどの2点について、1月7日の市と私との協議の結果をプラスアルファして今日の審議会で今後の公開要領が有効であるということを再確認といいますか、改めて確認といいますか、しておく必要があると思いますので、改めて委員の方に諮ります。要は、審議会の会議に諮り定めるというように第9条になっておりますので、この場で今日全員の方にお諮りをいたします。では、諮る内容について改めて、「岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程」、平成19年8月15日訓令第29号序内一般という文章の第9条、この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会の会議に諮って定めると。これに付随する「岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の会議の公開要領」についてこの公開要領の2番以降の有効性を委員の皆さん方にお諮りいたします。

○： 会長。

◎： はい、■■委員、どうぞ。

○： 今までの会議で、これはこの審議会が始まってから、毎回会長が、会議が始まる前ないしは審議に入る前に、例えば「公開」、「非公開」について皆さんに諮って、「公開」、「非公開」にしますということの議決の上で審議を進めてきた訳です。これは恐らく全部の議事録の冒頭に載っているので問題ないと思うのですが、その諮って「非公開」とすることと、今会長が言われた公開要領、これが最終的にどういう結論になるのかは別として、この関係はどうなのでしょうか。少なくとも「公開」、「非公開」に関して言えば、諮っているのはそれだけです。それだけすけども、それを今までやってきたことと、新たに公開条例を審議するとの関係はどうなのでしょうか、質問です。

◎： ■■委員、どうぞ。

○： 今の■■委員のご質問ですが、問題を提起した私からご説明したいと思いますが、訓令第29号によれば、公開要領が正式な手続で定められていないと思いますので、要するに第29号第9条ですよね、これに諮られておりませんので、公開要領は。したがって正式には規則としては定まっていないと考えるのが普通であると思います。したがって、それで押し通せば、従来の審議会で行った議事録については曖昧なままですね。審議等の内容については議事録に縛られるものではございませんので、それは決定するかと思いますが、それで前回私がお話ししたのはこれまでの21回までですね、22回はちょっと署名、押印は後にしましたのであれですが、少なくとも議事録の内容についての大きい問題は起こってないので、それを云々することは今さら行うことは必要ないのではないか。ただ今後、審議会が適正に運営されているかどうかについては、そういう問題があると分かった以上明確にすべきだと。したがって、公開要領の中身、要するに確定についてが問題になるので、それをはっきりさせて、公開要領について一応修正決議をして、それで修正日を入れて正式なものにするというのがよろしいのではないかというように私は思って問題提起した訳です。以上です。

●： ちょっと会長、よろしいでしょうか。

◎： はい、どうぞ、事務局。

●： 先ほど皆様にお配りいたしました「審議会の会議の公開要領」を見ていただきたいと思います。この1番の目的のところに、この公開要領につきましては、「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」第3条の規定により公開するために必要な事項を定めるこれを目的とするということで、この要綱に基づきましてこの審議会の会議の公開要領は作っております。したがいまして、先ほど議論になっておりました会議規程に基づいて作っているものではございません。この要綱に基づいて作っておりますので、ご理解していただきたいと思います。この公開要領については、先ほど私が申し上げましたように、市が審議会を公開していくために必要なルールであるということで決めさせていただいておりますので、審議会に諮って決める事項ではないという認識を市の方はしております。以上でございます。

○： 会長、よろしいでしょうか。

◎： はい、■■委員、どうぞ。

○： 相変わらず意味不明な事をおっしゃっているのですが、前回もお話ししたように、会議規程の中に、その他の事項については「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」によって定めるということがあれば、公開要領についてはそれによって定めるという記述があればなるほどと分かりますが、記述がない以上は29号の第9条に従うべきだと言っているのです。したがって、公開要領のところに「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」第3条の規定により定めるということを書かれても、それは会議規程にそ

う記載してない限り、要するに公開要領のための案文の中にそれは載っているだけであると言ったのですよ。したがって、第3条の規定により公開するための何とかを決めると言っても、会長が審議会に諮ってその公開要領を定めてない限り、これは無効であるというお話をしている訳です。

- ◎： 訓令第29号は平成19年8月15日付、さらに公開要領は一番下の行、この要領は平成19年8月15日付で同じ日付から施行すると、このようになっておりますが、■■委員の話では案文としての公開要領をこの審議会、要するに、本来なら第1期の時に確定、承認しておいて、第1回目の会議が始まるべきだ、こういうことですね。ということになりますと、そうでないということが前回も含め確認がとれていますので、今日この席で私が先ほど、今日出席の委員の方にお諮りをするといったことは有効であるということでお諮らせてもらってよろしいということでおろしいですかね。
- ： ですから、過去のあれば別にして、議事録の確定について私ども不明確だと思う点があるので、前回3つの案文をご提案しましたが、それを修正するなりして、今回会長が会議に諮って公開要領の修正案文を決定するということがよろしいのではないかということを申し上げているのです。
- ◎： この両方の文章に入ってない事項というのが会議録の署名委員の署名、押印があったページの日付、これを会議日とするのか、署名日の最終署名者が署名した日とするのかというのが決まってない、公開要領において。
- ： そういうことも含めて。
- ◎： それも含めての話ということですね。ということで、今日ご出席の委員の方には■■委員の言われたことをこの項に、第9条によって、私とすればお諮りしたということなのです。公開要領の中の4の（3）の確定のところで、署名日、いわゆる議事録の確定日というのが決まってないのは、1月7日の市と私との話の中での、会長及びその他署名委員の2人が署名、捺印を完了した日というところを、公開要領の中で未定のところを追加して、今日確認するために皆さんにお諮りするということです。それに対して委員の皆さん、ご意見なり、それでいいか悪いか、ご承認含めて発言等をお願いします。はい、■■委員。
- ： 済みません。私、十分全体のことが理解できていないのですが、ここに2つ資料を配付していただいて、この一つは「岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会議規程」、訓令の第29号という審議会規程、それから一方は同じように「岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の会議の公開要領」となっていますが、この公開要領というのは市がいろいろな、この第二区画整理だけでなく、いろんな審議会を設けていると思うのですが、これに全てこの1枚の公開要領というのが該当するというように認識してよろしいですか。もしそうであれば、これもここ

の第二区画整理事業も市の審議会のいろいろある中の一審議会でございますから、この公開要領が全体像を網羅していますよというのであれば、これはこの公開要領自体はこの第二区画整理事業についても当然有効というか、効力を発揮しているものというようを考えるべきと私は思っておりますが、見解はいかがなのでしょうか。市の見解をお願いいたします。

◎： はい、どうぞ。

●： 今■■委員が言われましたように、審議会の会議の公開要領につきましては、倉敷市全体のいろんな審議会がある中の「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づいて、この第二土地区画整理審議会の公開要領をこの別紙のように定めさせていただいているという認識を持っております。

○： 済みません。今の■■さんの説明でございますと、この公開要領というのはこの第二区画整理事業についても当然審議会についてはこの公開要領が当てはまるというように認識していい訳ですね。

●： 会議の公開に関する要綱について、この審議会の公開要領を定めさせていただいているという認識です。

○： 今の発言は、このように理解していいですか。公開要領に基づいて、新たに訓令第29号というものが公開要領の一部、発展的なものとして、追加で訓令ができるというように考える訳なのですか。

●： よろしいでしょうか。

◎： はい、事務局。

●： 訓令の会議規程は、またこれは別物ですので、会議規程について定めているもの。先ほど申しました「審議会の会議の公開要領」は、先ほど言いました倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱について定めております。

○： 会長。

◎： ちょっとついていけない、ばらばらで。聞いている方はどうしたらいいのか。流れを切りかえるのは大変なので。はい、■■委員。

○： 今の■■委員のご意見は、私ども非常に陥りやすい欺瞞なのですよ。というのは、本来、先ほども言ったように訓令第29号の第6条、審議会の会議は公開とする、ただし、会長が必要と認めるときは非公開とすることができますという、こういう規定が入れてありますよね。そこに「会議の公開要領は」といって次の倉敷市審議会等の公開云々の第3条の規定によって定めるというのがここに書いてあれば、公開要領は確かに市長が定めるべき審議会の会議規程の中に入っていると。したがって、これはその時点で決まったことであって私は何もいぢやもんつけるつもりは全くない訳です。それが書かれてないから、そうすると公開要領は訓令第29号の第9条、この規則に定めるもののは

か必要な事項は会長が審議会の会議に諮って定めるということがこの公開要領が、これによって定められるべきであると、そういうことを申し上げている訳であって、公開要領が市の何とか、何条によって案をつくりましたと幾ら言っても、会議規程でそれは定めておられないで、第9条の会議に諮って定めることをしない限りこれは有効にならないのではないかということを申し上げている。よく、こういうことを私どももやることあるんですよ。いかにも、もっと上方の規定によって定めましたよということをやる訳。実際に正式な手続で決めないといけないのにそういうことをやる訳ですよ。したがってここは、8月15日から施行するとなっておりますが、これは案文を作ったときは一緒に時期に作ったのでしょうか。したがって、会議規程は市長が決めることですから、8月15日から施行するというのは構わないのですよ。これは審議会で諮って決めることではありません。ただ、会議規程にこの公開要領の定めのことが云々されておらないので、会議規程9条によってこれは速やかに会議に諮って定められるべきものであったはずである。だから、それがされていないから、まあ過去のことは議事録の確定に関するところが特に問題だと思いますので、過去のことは云々しないけれども、正式の手続を経てやっぱり決めたことにしておかないとおかしなことが発生する可能性がある。したがって、審議会が適正な運営をするためにはここで修正をして、修正日を入れて会議に諮って決めましたという形にしておく方がよろしいのではないかと。

- ◎： 済みません。じゃあ、ちょっと今のことでの確認したいのですが、あくまで訓令第29号が会議規程としてあります。これが主であって、公開要領の方はその従であると、いわゆる倉敷市の要綱っていうのが2行目にありますけれども、要領の。これは単に示されただけのものであるということですね。僕はそう理解するけれども■■委員さんよろしいですか。
- ： 要するに、審議会は区画整理事業を開始するときにその工区には少なくとも1つ審議会を置かないといけない訳ですよ。これは事務局がよくおっしゃるように、事業の速やかな進展を図るために、適正な運営がされているかどうかということも審議会は役目として担う訳です、ですよね。
- ◎： そういうことですね。
- ： したがって、市長がこれを決めるべきことなのですが、施行者側の責任者ですから、訓令第29号の定めによってこのような内容の会議の運営に対する会議規程を定めますよということで決定している訳。ですからこれはこの審議会、よその審議会はまた別です、「この審議会の会議の運営については訓令第29号が一番上位の概念だ」と私は思っております。
- ◎： そうなると、公開要領の1、目的のところの2行目の括弧から括弧、いわゆる倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱というのがありますが、この文章は本来会議規程訓

令第29号の第9条に基づくというふうに本来なら書いておくべきものだという■■委員の主張ですね。

- ： 要するに、案文はこういうことによって公開要領の案文をつくりましたということだから、これはここに書いてあっても、これによって定めたということではないということなのです。案文はこれに従ってつくりましたということですから。
- ◎： ちょっと待って、ちょっと協議させて。
- ： 会長、ちょっとよろしいでしょうか。
- ◎： はい、事務局。
- ： 済いません。今日、本来は先ほどの公開要領の関係と軽微な変更について補足説明をさせていただく予定にしていたのですが、時間の方も大分経ちましたので、できれば前回残っております工事の関係の説明と本来の審議会の今日の仮換地指定、そちらの方の議決を先にしていただいて、残った時間でまた再度再開ということで、時間がなければ次回という形をとらせていただきたいと思うのですが会長いかがでしょうか。
- ◎： しかし、気持ちは分かるのだけど、「会議規程に関する、いわゆる議事録に関することと、それから軽微な変更の考え方というのは、ある意味一番最初の第1期の審議会であるこの区画整理事業の一番最初からの問題点であった。」訳ですね。軽微な変更というのは、軽微な変更というのを軽微とするか、県の再認可を取るべきなのかという問題点も前回から指摘されてきたし、それが本来なら決まった後での審議事項というふうに本来ならなるべきところなので、私もちょっと苦慮しているのですが。はい、■■委員、どうぞ。
- ： まず、今議論になっている会議規程と公開要領の関連について意見を述べて、その次に会議の進行について意見を申し上げたいと思います。まず、第1の公開要領については、そこへ載っているように「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」、恐らく倉敷の審議会は私、数は教えてもらったことはないけど、何十もあると思います。それについて公開という重要な問題、情報公開というのは過去10年とか20年ぐらい前から重要な問題として言われ出した。それについての統一的な要綱を作ったものだと。少なくとも公開については市の基本的な考えを要綱としてまとめたものだというふうに理解しております。したがって、この要綱の内容が会議規程の9条、この規定に定めるもののか必要な事項は会長が審議会の会議に諮って定める、ということの範囲ははるかに超えている事項です。とにかく情報公開についてないしは会議の公開についての規定をこの9条の会議に諮って定める内容とは、ほとんど問題にならないぐらい大きい差があると思うのです。したがって、公開要領について市全体の基本が公開に関する要綱ですから、この議決がないから少なくとも会議規程9条に違反しているという問題には全くならない。ただ、どうもこの公開要領を読んでみると、確定が云々というような作

成、例えば要綱の、その前もそうですが、会議録の作成及び公開のところでの、これは3号ですか、会議録の確定はというふうに会議録に触れた部分、直接には情報公開の一部でしょうけども、そういう規定も入っている訳で、さっきも言いましたように公開要領について再度議決する必要はないと思いますが、再度議決する必要はない、その理由はさっき申し上げたとおり。ただ、こういう確定をいつするかというふうな問題について、議事録として明記する必要はあるのではないか。少なくとも9条の諮って決めるという、諮ってないから公開要領を再度議決する必要があるというのは、議案の基本的な性格からいって必要ない。そういうふうに私は思います。ただ、この議論は率直に委員で議論しなければいけないので、この問題はあと一回でも二回でも会議を重ねて議論すべき性格のものだと思うので、そういう意味ではここでそれが決まるまで審議事項、報告事項に入らないというのは、これは明らかに間違っているというように思っております。以上です。

◎： ■■委員、どうぞ。

○： 今の■■委員のご意見ですが、確かに倉敷市はたくさんの審議会等を持っているはずですから、会議の公開要領はここに書かれているようなもので全て決定されているのだと思うのです、それはよく分かります。したがって、これは当たり前のことだと思われているのではないかと思うのですよ、施行者側は。したがって、ここは会議録の作成何とかというのは会議規程には議事録と明確に書いてあるのに、ここは議事録と書かれていません。だから、そういうあれでこれを持ってくればいいのだというのでこれをつけ足したのだと思うのです。これ私が決めつけてはいけませんが、と推測される訳です。会議規程の会議の運営に関して必要な事項を定めるとしてあるのです。その会議規程第1条、趣旨の第1条には明確にそう書かれている訳。したがって、岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会の会議の運営に関してはこの訓令第29号がやっぱり決まるものであると私は思うのです。法律の専門家はまた別かもしれません、私はそういうふうに解釈している訳であって、したがっておっしゃるようにこれの公開要領が上位の概念であるのであれば、会議の公開のところに、会議の公開については別途何とかに従って定めると入れてあれば、私は何ら異論を差し挟んでおりません。したがって、これを簡単に言えば、これまで正式の手続で定めておりませんでしたと認めて、今後のことを考えてやはり正式に定めましょうと。問題はこの会議録の確定であるから、そこをどうするか明確にして修正というので出したらいかがかと言っているのです。新たなこととして施行日も訂正しろとかなんとかということを私言うつもりはない。ただし、定まってないものをいかにも定まったような規則であるとしてされるのは、会の適正な運営を大きく損なうのではないかということをお話している。以上です。だから、さっさと決めればいいだけの話です。修正をして修正日など入れて、それ

で正式の手続で定めました、それがよろしい。

○： ちょっとよろしい。

◎； はい■■委員。

○： 正直分からぬのですよ、私。何を話しされているのか分かりません。私の勝手な解釈でいかせていただきますと、他の必要な事項というふうに明記してあるのですけども、第9条ですね、これは会長が云々と書いてあるのですけど、他の必要な事項というものについて今■■さんはおっしゃっておられるのですか。分からぬから私質問させてもらっているのです。第9条にこの規程に定めるものの他の必要な事項としたいのですかね。その他の必要な事項というのが、これがあるのではないかとおっしゃっているのですか。

○： よろしいですか。

◎： どうぞ。

○： 会議規程に定められてないものについてはということですよ。それは会議に会長が諮って、要するに委員の了承を得て定めなさいということにこれはなっている訳ですから。特に公開要領というのは大きい問題であるし、だからその公開要領についてここの青いファイルに入れられている訳ですよ。したがって、どう考へても私は第1期の審議会で公開要領について正式の手続を経て定めたというふうにはとれないから、はつきりと、一番私が疑問に思うのは議事録の確定ですから、そこを明確にして修正案として可決できればそれでよろしいのではないかと言っている。

○： 分かりました。2つよろしいですかね。

◎： どうぞ。

○： 先ほどおっしゃった件で1件だけ、これ私個人の解釈なのですから、会議録の確定はということで、会長と要は会議録の署名委員に指名された人が承認、要は2名による承認により行うということですから、承認した日が確定の日だと。私は一般的にまさにこれが確定日だと思うので、特別にこれを諮る必要はない。だから、逆に言ったら、会議録の署名委員になった人が会議録を確認して署名、要は中を見た日が、それでいいのではないかというふうに指摘事項があればそれを指摘して修正されたらそれでいいというふうに思われた日が確定日、確定だと思いますので、これは特別に諮る必要はない、私はこう解釈します。それともう一件、最後の1つですけれども、これ私が当事者だった場合、同じこの区画整理事業内の地権者として当事者だった場合に、こういう審議をされていたら非常に残念であるし、時間の無駄だという、いわば反感を持つことではないかなと思うのですけども、審議事項の13号議案、換地の指定というのを本当に地権者の個人のことを大切に思うのであれば、それを行った後にそういう話はすべきではないかなと思うのです。だから、今おっしゃられることの会議の議事録というのは、それ

は大切なことでしょうけども、やっぱり個人の、要は特に金銭に関わることですから、これをとにかく早速にですね、もう一時間ありますから、そんな時間を過ごしてはいけないと思いますので、諮るべきではないと思うのですが、会長いかがでしょうかね。

○： 会長、今のご意見についてちょっと反論したいと思います。

◎： ■■委員、どうぞ。

○： 今の■■委員のお話、私もこんな長い時間取りたくないのですよ。私がお話ししているのは、第1回の審議会の議事録を見ますと、事務局は委員からの質問で議事録の作成はというところで、事務局から本来議事録は委員に諮り、それで会長及び署名委員2名の、あれは捺印と書いてあったと思うのですが、捺印によって確定いたしますがという記述があるのですよ。事務局は委員に諮るということをその当時認めている訳ですよ。ですが、第1回については時間的な問題があるから会長及び署名委員2名の署名捺印によって確定させていただきたいと。その内容、どうするかということについては次の審議会で議論をしたいということをおっしゃっている訳です。それが1回目の議事録の時のがそのままずっと議論されずに、それで確定ということに決まっているのですよ。だから、ここはやっぱり正すべきではないかと言っているのです。要するに、決まってもないことを決まっていますとかいうことで全部通されると、それはいかにも不法なことを私どもは許すことになる。それはいかんのではないかということを私言っているのであってね。

○： 会長、議事進行しましょう。

○： うん、だから早くその修正どうするか、要らないのなら要らないでいいのですよ。委員の方がそれでよろしいということであれば、それでもいいし。

○： よろしいかな。

◎： はい、■■委員どうぞ。

○： こういった議論は、第1回がどうこう言うのであれば第2回目の時に議論して、今さらもう日にちが経って蒸し返して言うべきでない。時間も、すでに1時間以上経っているのです、この前もこういった話を何時間もされて。本来の審議に入ったらどうでしょうか、会長。それで時間が余ったらこういうお話をするということに、先ほど市の方も言われていましたが、発言があったそのように進めていただけないでしょうか。

○： それでは、基本的に■■委員の最初の問題提起であるこの議事録等の確定、手続の問題。

○： 私の言うことも少し諮ってください、どうなのでしょうか。

○： だからそれを踏まえて今話をしている。

○： そうですか。

○： よろしいでしょうか。

- ◎： 2点目の軽微変更云々の話も問題として。
- ： いろいろおっしゃるように時間の問題とか。
- ： ■■さん、議長の了解を得てやりましょう。
- ◎： ですから、言われている問題というのは、第1期の当初の審議会の時から住民の意見やそういったものが手続的にも反映されているかいないかというのは、当時の委員でも問題提起をしましたが、それについては多数決で押し切られたりした部分があつたりしました。ですが手続的に確定していないと、討議する必要があるというのは、今日の会議で大切だと思いました。ただ、それはあくまで審議なり確定させる必要があるということも理解できましたから、ですからそれは次回のこれに関する審議会というのを開いてという話では駄目ですか。
- ： いや、私、駄目と言っているのではなくて、そういう議論をいろいろすると、今皆さんおっしゃるように時間が非常にかかるから、前回は会長と事務局の間で協議をしてくださいという話、そうすれば修正をこうしますとさつと持ってきたら5分で終わっているのです。
- ◎： いや、でも。
- ： 次回にとおっしゃるのですが、これが終わった後、当然議事録ができ上がる訳。
- ： 会長。会長。
- ： 堂々めぐりの話をしたらいけません。ちゃんと話を。
- ◎： いやいや、堂々めぐりをしているのではなくて。
- ： ほんとうに堂々めぐりだ。
- ： 会長、いいですか。発言してもいいですか。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 先ほどから■■委員あるいは■■委員、それから■■委員さんあたりから本来の処理をして時間が余れば後から議論すればいいのではないかという意見が出ている訳です。それについて、私もそうあるべきであると。いろいろ議論はあると思いますが、とりあえず審議会本来の仕事をして、後で、後と言ったら語弊があるのですけれども、慎重にそれは審議すればいいですよ。審議をするなとは僕は言ってはいないです。■■委員が言われていることもね、いろいろ議論すればいいと思います。ですが、本来の仕事をやりましょう、いかがですか。
- ： 賛成。
- ： 会長、よろしいでしょうか。
- ◎： ■■委員さん、どうぞ。
- ： 本来の審議会のあるべきことを議論する、それは当然です。ですが、先ほどお話ししたように、審議会の運営について適正であるかどうかということもチェックするのは本

来の仕事のうちの一つだと思うのです。私はこの公開要領云々というのは、適正にされてないのではないかと、それでは困りますと言っている。したがって、適正にしましょうと言っている訳です。ですから、何度も言うのは嫌なのですが、要するにこの問題は事務局と会長で話し合って決めていただいて、修正案をどうするかを決めていらっしゃればよかったですけど、決まってないから困ってる。

- ◎： いやいや、決まっていないではなくて、私が1月7日の日に話をしたのによると、議事録の確定日というものとそれに確定がどうなるかということも確認をとりましたと。それは、会長及びその他署名委員の最終署名捺印が完了した日としますということをうちの方と協議をして、そのようにいたしますという市の方の確認も今日の冒頭でとれました。ですから、それをもって議決部分を決定したということを理解した上でこの会議の冒頭。
- ： だから、委員に諮るか諮らないかというのは一つの問題点なのですよね。
- ◎： 問題点として残っていますね。いわゆるどっちが、訓令29号が下なのか、公開要領が下なのか、それの従になるのがこの第二土地区画整理事業に特化した公開要領の位置づけだという話ですね。私も疑問として残っています。
- ： だから、そのところはどうするか決めていただいて、修正案ができればここで定めればいいだけの話。その辺が決まらないから困るのであって。
- ： だから、議論をまたするなではなく、すればいいと。
- ： ただし次の審議会の前に議事録が上がってくる訳ですよね。
- ： 会長、みんなに諮ってください。
- ： そういうことだと思うのです。
- ◎： お諮りします。■■委員の問題提起、それはそのまま残りますと。けれども、この間の1月7日の市との協議の中で議決部分であった会議録の確定日については、3署名委員ですね、会長、その他署名委員2名の署名捺印完了日をもってするということで一応終了というか、確認項目の終了ということにさせていただいて、問題点として残りましたこの訓令29号、公開要領の第9条に基づく会議に諮るという問題については次回以降の時間を取り形で再討議するということで、今日の審議会委員の皆さん、ご了解、ご同意、ご承認いただければと思うのですが、それでよろしいですか。
- ： いいです。
- ◎： はい。
- ： 賛成です。
- ◎： はい。
- ： 反対か賛成か。多数決を取つたらいかがですか。
- ◎： だから、今、私が提起して決を取らせていただきました。

- ： それで前へ進みましょう。
- ◎： ということで、一応多数確認、承認。
- ： ちょっと質問があるのでですが。
- ◎： ■■委員。
- ： 今の提案について。といいますのは、確定日は会長及び署名委員2名の最終署名者が署名押印した時とするということですね。
- ◎： 基本的には次回ご審議するということですので前提、決定ということになるかとは思うのです。
- ： いや、ということですね。
- ◎： はい。だから、これは実務上の話になると思う。
- ： ということは、その3名のうちどなたかが署名押印、先日の私みたいに署名だけで押印してない場合は確定しないと考えてよろしい訳ですね。
- ： それも議論したらどうですか。
- ： いや、だからね、そういう問題があるから。
- ： 今日ではなく。
- ： だから、事務局とこの前■■委員がここでやっても決まらないからとおっしゃるから会長と、会長は議事録作成の責任があるので。だから、会長と事務局でご相談してご提案くださいと言っている。
- ： いいですか、■■委員が言われたとおり、全て次回以降に議論するとして、今日は今日の問題をやるというのがほとんど多数の意見でしょう。だから、■■委員の意見、これを無視するのではなくて議論はすると。しかし今の前提条項がどうのこうのということについても意見が分かれるので、それも含めて次回以降に議論するということで前へ進めましょう。
- ： それは会長が、議事の運営は会長が全ての責任を持たれる訳だから。
- ： それで行きましょう。
- ◎： それでは、そういうことで。
- ： だから、文句はないです。事務局と内容を詰めていただきたいのですよ。
- ： そういうことですわ。
- ： やりましょう。チェック機能はありますよ、条文の中に。
- ◎： 基本的にはね。
- ： 要領の4条3項がね、厳密に行われてそれで承認なのだから。だから、新たにこれをつくるとかね。
- ◎： だから、要領の4条の（3）ですか、ここで未確定だったのは日付をいつにするかということ。だから、そこが今日の会議の冒頭で報告したような話です。

- ： もうよろしいから、会長、事務局と相談するとき私も委員の一名として入れていただければ、問題の無いような案文つくりますよ。
- ◎： それでは、本日の会議の前半は、とりあえず問題点は残っておりますが、次回以降で再討議するということで市の審議事項4、（1）13号議案の審議の中に入らせていただきます。
- ： よろしいでしょうか。
- ◎： はい。
- ： 時間的な関係もございまして、前回の審議会で残っております報告事項の（3）の寿町八王寺線の道路工事について少しご説明させていただいて、その後に審議事項の仮換地の指定についてという順序で変更させていただければと思います。よろしいでしょうか。
- ◎： では順序はそのように変更して。

3 報告事項（2）「（都）寿町八王寺線道路工事について」

●： それでは、都市計画道路の寿町八王寺線の道路工事についてご説明いたします。昨年8月に石見町と日吉町に分けてこの工事につきまして、工事説明会を開催させていただきました。石見町で14名、日吉町で32名の関係権利者の方にご参加をいただいております。その説明と同様になりますが、改めて審議会委員の皆様に工事の内容について簡単にご説明させていただいたらと思います。ご用意いたしました前の図面をご覧ください。こちら左側が平面図でございますが、まず石見町分といたしまして、道路側溝の埋設工事を約109メーター設置いたします。それから、日吉町分で約102メーターの道路側溝を設置すると、合計で211メーターの道路側溝。どういう構造かといいますと、右側が断面図ということになっておりますが、深さが1メーターから2メーターぐらいの道路側溝を道路と民地の境界に設置していくというように考えております。この工事の着手時期でございますが、地元説明会では稲刈り後と申しておりましたが、設計及び材料の手配等に不測の日数を要しまして、2月中には工事に着手したいと考えております。3月末には完成させるという今の予定でございます。現在、施工業者の東南建設株式会社と日程調整を行っている最中でございます。工事着手が遅れたことに関しては、誠に申し訳ございません。また、区画整理だよりNo.37にも記載しておりますとおり、工事着手日が決定いたしましたら、事前に地元役員の方を初め近隣の方々にはご挨拶にお伺いいたしますとともに、区画整理だより号外版を関係権利者の方々にお配りして周知徹底を図ってまいります。なお、工事期間中はできる限り皆様方にご迷惑がかからないよう配慮させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。最後に、今後水路等の工事にも着手させていただきたいと考えております。その

際には、当審議会の委員でございます■■土木委員、■■土木委員に事前にご相談しながら市の耕地水路課とともに調整を図っていきたいと考えておりますので、■■土木委員、■■土木委員におかれましてはよろしくお願ひいたします。都市計画道路寿町八王寺線の道路工事についてのご説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◎： はい、■■委員。

○： 先ほど指名で私と■■さんが農業土木委員やっているので相談に乗ってくださいねという話ですが、それはそれとして受けたいと思いますが、一方では、ご存じかも分かりませんが、こここの農業用水の水系というのは非常に複雑でございまして、市の方も認識しているかも分かりませんが、昔は農業用水であった訳でございますが、今は完全に雨水の排水系になっております。そうした場合、今どういうふうな前提でこの計画を立てておられるのか分かりませんが、既存の排水系というのはもうキャパシティーオーバーでございます。昨今のゲリラ豪雨でござりますと、例えば広島等の豪雨がここに降るとすると、この地域は完全に水没いたします。そういう訳で、その話は日吉町、石見町だけでなくて八王寺、それから川入、それから大内、酒津まで遡ります。そういうことを踏まえて、市はこの区画整理事業だけでそこだけやれば終わりだよ、というふうな認識でおられるのか、それとも根本的な対策を考えられておるのか、簡単に説明していただければと思います。

●： はい、よろしいでしょうか。

◎： ■■職員のほかの、場合によっては建設局長とか。倉敷市全体、本区画整理事業の範囲を超えた範囲の質問だと理解したのですが。

●： その前に区画整理の中のことがありますので。

◎： では、区画整理の中の話の部分だけをお願いします。

●： はい。区画整理の中につきましては、今現在日吉町は特に多いのですが、田んぼ部分が貯留槽というのですか、そういう雨水の受け皿になっております。これが将来的に区画整理することによって宅地化されるということは、それだけ雨水等の流出が増えてくるということになりますので、それにつきましては基本的に今考えておりますが公園の下等にですね、そういう雨水の貯留槽を設けて増えた部分についてはここで一時貯めるようにいたしまして、また排水できる日に排水するというようなことも考えております。この点も踏まえまして、また土木委員さんとも相談しながら、市の耕地水路課とも相談しながら進めてまいります。以上でございます。区域内については以上でございます。

◎： それでは、区域内の説明はありましたが、区域外としてのこの対象地区の位置づけ、問題点を鳥瞰図的に見たときにどうなるかについての説明なり見解を倉敷市に求めます。

●：先ほど区画整理の中は、貯留設備もございますけれども、それを出た後、倉敷用水になります、用水。それから倉敷川を経まして児島湖に出ていく訳ですけど、非常にそれは倉敷市以外、岡山市も関係しますけども、抜本的なことになりますと非常に今すぐどういうことで解決するかというのは非常に難しい状況でございまして、今具体的に倉敷川へ入っていくまで、それから倉敷川、そして児島湖、倉敷川に関しましては改修しておりますけども、そうした非常に大きい部分での検討が必要でございますので、それは倉敷市、岡山市含めまして検討していくことでございます。すぐに結論が出るような問題ではないので、これはいろいろな検討をしておりますので、ご理解の程お願いします。

◎：はい、■■委員、どうぞ。

○：そうしますと、全体像として、市として対策を設けるのは非常に難しいのでしょうか、一方では、ここは先ほども言いましたとおり、先ほどの大内、日吉、上流側の雨水が全部集約されてそこの山田屋旅館の前、それから南町に抜けると、これ1本しかございません。そういう意味で、雨が降ったときに、こここの区画整理第二地区だけで対策をやればそれでどうこうなるという問題ではございません。当然上流側が排水能力等加味してから全体像を決める必要があるのではないかなどと思います。全体像の話の中で部分だけをお話をするというのは非常に片手落ちかと思います。何回も言いますが、ここは末端で排水管が詰まる場所でございます。そういうふうな中で、ただこの整備地域だけ排水対策をやりますというふうな簡単なものではないということをご承知おきください。

○：会長、よろしいですか。

◎：はい、どうぞ。

○：この問題は大きい問題ですけれども、審議会で議論する問題ではないと思います。倉敷市として責任をとっていただければそれでいいのではないか。審議会が云々すべき問題ではないと私は認識しております。以上でございます。

○：はい。

◎：はい、■■委員。

○：このままで区画整理をやって空き地ばかり増えてくると、もう水の行き場がないので、先にやはり今さっき出ていた排水の問題を、下の方をどういうふうにするかということを手がけていただきないと水浸しになって困るのではないか。是非これを並行してやるとか先にやるとか、そういうことを考えていただかないと駄目だと思うのですけど、私は。

◎：はい、どうぞ。

●：皆様方、今貴重なご意見等いただきましたので、そういうことも考えながら、今後倉

敷市として進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎： 今の発言は今後の発言ですが、一応やりますというだけの発言の気がしたのですが、基本的に会長としてこのまちづくりというのを認識しているとですね、先ほど■■委員が土木委員としての発言の中で水等の話がありました、排水で。これ基本的に、昔ならば田んぼ等があって、浸かったりしてもそれが遊水地としてグランドレベル、G Lが低い位置等であったとすれば排水機能等が 100%ではなくても何とか災害等にならずに済んだというような視点からの話での今のキャパシティがオーバーしているという話。さらには具体的な浸水事例等で言えば、この倉敷市の菅生の方なんかでも、ちょっと降ったら田んぼや道路が浸かるとかいうことが現実に起こっている訳です。そういうふうな総合的な倉敷市のまちづくりの計画なり位置づけなり、将来の見通しなりという計画が先に具体的にまだないのにこの区画整理事業だけをそういう問題点を指摘なり改善等もしない、いわゆるそういった案等もない状態で平面的な配置等の入れかえ等で区画整理事業を進めようとしておったりするという、そのことに問題点があるということからの発言だったと私は理解するのですが、ほかの委員さんはいかがでしょうか。はい、■■委員、どうぞ。

○： 先ほどの■■委員のおっしゃるのは私よく分かるのです。本来、今回の側溝の工事について開発事務所だよりですかね、あれを拝見しますとこういうふうに書かれているのです。都市計画道路予定地の市の所有する土地に工事を始めたいと思いますと書かれているのです。それであれば私どもは特に言うべきことはない。ただし、都市計画道路がもし変更されたり、している痕跡があるとすれば、それはゆゆしき問題といって言うことはできる。ですが都市計画道路の予定地の市の所有地に溝を掘るのは、私どもは止める訳にいかない。ただし、先ほど■■委員がおっしゃったように、側溝が 80 センチの深さということですから、かなり深いのでそれで水が溜まったり、流れる先がないとかいうことがあれば問題だから、審議会でそれを議論するのではなくて、それは速やかに工事するところの町内会等とそういう安全の問題についてはよく話し合いをしていただきたいということを私ずっと言っている訳ですが、問題は 8 月に地権者を集めて工事の説明会をやったのですが、それと変わってないのかどうかが 1 点。それから、この予定のところは全て市有地に間違いございませんねということがもう一点。これをご質問したいのですが。

◎： 倉敷市、よろしいですか、今の質問 2 点。

●： よろしいでしょうか。

◎： はい。

●： 昨年の 8 月の説明会と変わったことはございません。もう一点、2 点目でございますが、市の所有地、市の管理地ということで工事をさせていただきます。以上でございます

す。

◎： はい、■■委員。

○： 私の記憶が間違っていると誠に申し訳ないのですが、私の記憶ではここの部分はなかったような気がするのですが、これ前の8月の時点の説明会の資料、今日持ってきてないのですが、これは8月の時点の説明会にありましたか。ここまでだったような気がするのですよ。

●： 入っていたと思います。

○： 入っていましたか。私ちょっと資料を持ってきてないのであれですが。ここは間違なく市の所有地ですね。ここはまだ■■さんの田んぼのところではないのかな。

●： ■■さんの田んぼを買わせていただいているとこです。

○： ああ、買っている訳ですね。

●： はい。

○： まだ仮換地指定はしてないですか。

●： してないです。

○： だから契約だけはしてあるということですか。

○： よろしいですか。

◎： はい、■■委員、どうぞ。

○： 先般の説明会の時に、ここが豪雨で水没をすると、現状道路のG Lで水没をするので、排水とかそういう対策がとれるのであればここを少し高くして、水没しない安心な地域にする必要があるのではないかと、現状の道路のG Lと今度やられる道路の工事をやられる点というのはどれだけの差があるのですかという質問をしていたのですが、その回答がないのですが、これはいかがなものでございますかね。

◎： 倉敷市どうぞ。

●： 改めまして、土木委員を初め■■委員にご回答はさせていただくようには考えております。今こういう図面を準備しておりますので、新たなものでご説明をさせていただいてよろしいでしょうか。それとも改めての方がよろしいでしょうか、会長。

◎： はい。できるならどうぞ。

[事務局より説明図面をはり出し]

●： 簡単にご説明させていただきます。高さのご質問なのでございますが、見にくいと思いますけれども、こういう3. 638と書いてあるのですが、これは海拔表示です、これは基本の高さ。ここが3. 36、それから3. 113という基準の高さ、これが公共の高さです。これに対して、この紫で今書いておりますのが、これが現況です。下が現

況、括弧書きが。四角で囲っているのが今度の計画という形になります。例えば、寿町八王寺線と寿町石見線の交差部分については、3. 8 2に対して3. 5 5、約20センチちょっとになる部分も出てきますし、それからある部分につきましては現況が2. 6 2に対して3. 7 2 6とかいう形で約1メーター程度上がってくる部分等もございます。ただ、この道路の高さを決めるに当たりましては、この既存の道路、こちらも既存の道がございますので、そのところから勾配は余り上げるとかということもできないので、その高さをある程度見合った中で高さの設定、計画の設定をさせていただいております。伯備線沿いにつきましても、この既存の道路の高さがございますので、この道路を勘案しながら都市計画道路の高さと見合うような形で勾配を設けながら高さ設定をさせていただいている。こういう形できちんと高さ設定をしているということでございます。ご理解のほどお願いします。

- ： 見合うような形というのは、都計道路、生活道路との差はどれぐらいあるのですか、それより違うのですか。
- ； いや、今ある生活道路と余り高さは変わってこない。
- ： ああ、同じような。
- ： はい。
- ： 当然それで水が流れていきますよね。
- ： 当然ここが今現況で出来ていますし、こと、あと先ほど申し上げた八王寺踏切について。
- ： 要は、区域内外、全て道路がありますので、それから急激に高さを上げるという訳にいきませんから、それなりのあまり変わらない高さで設定させていただいている。
- ： 質問。
- ◎： はい、■■委員、どうぞ。
- ： 今の前提は、降雨量が何ミリのときに想定した数字でその施設の排水量が幾らですか。
- ： 降雨強度が110から120ミリ、時間の設定で。
- ： その120ミリ雨が降ったときに既設の排水ではいくら抜けるのですか。
- ： 正確な数字は持っていないのですけれども、ただ抜けどころがもう限られていますので、JRさんの下ですね、先ほど山田屋旅館さんの。そこの断面が決まっているので、それがもう満水になればバックがかかってくるという形になる。だから、それから下流については、先ほど局長も言いましたように、もう倉敷川とか児島湖とか全体的な大きい範囲の検討になるのではないかということを申し上げた。
- ： 1つ言います。この前の台風が来たときに、ここの降雨量は幾らだったか知っていますか。

- ：正確な数字は把握していませんけれども、ちょうどあそこのコーポがあるでしょう。コーポのところからボックスカルバートでJRを抜けていく所、あそこの高さは確認しております。だいぶ水位が上がってきています。
- ：何メートルでしたか。
- ：ちょうど高欄（※注1）があるのですけれど、それから約10センチ程度低い位置が水面の高さでした。
- ：それは、■■さんが見たのと私が見たので違うのかも分からぬけど、実際には。
- ：これは去年のですよ。その前、集中豪雨、もっと台風来ましたが、そのときはこのあたり浸かっていました。これは2年ぐらい前でしたか。
- ：だからね、実際降雨量が百何十って適当に簡単なこと言うけど、ここでは20ミリ超えたら、ここはもう水没するのですよ、20ミリですよ。広島は80ミリ降ったのです。それなのに、何でエレベーションちゃんとできていないのに後でやりますと言ったって、先ほど言ったとおり水が抜けないのですよ、現実的にね。そんな中で倉敷市は区画整理事業をやりますと言っても、雨が降ったら全部水没するような整理事業をやるのですか。
- ：会長。
- ：はい倉敷市。
- ：今■■委員が言われたようなご質問に対して正確にこれはこうで、こうやりますということはまだ今の段階ではご回答ができませんので、まだその工事、水路とか排水についてはまた改めてそういう場を設けましてご説明させていただくようにさせていただきたく思いますので、よろしくお願ひいたします。
- ：今質問が出たことを全体として見れば、区画整理だけを平面的にどういうふうに進展させるべきだという話だけではなくて、まちづくりの基本的な防災面を含めたその土地の性質や周辺環境等が考慮されないままで区画整理事業が進み、その最初の事業がこの都計道路等を推進すると。そのうち市が購入したところだけはとりあえず着工させてもらうという話ですね。
- ：はい。
- ：だけど、そういうことが考慮されないままで来ているから、以前の審議会のときに倉敷市のまちづくり、都市計画はでたらめだというふうに前の局長がいたときに私申し上げたので、根本的に総合計画としての将来を見る目としての倉敷市の行政は甘過ぎる、特にまちづくりに関して。それだけで、そういう前提の中で前へ行かそうとしている。それこそ鉄道高架の前程ではないと言いながら、県や新聞紙上では県南広域都市の計画の中で区画整理が進まないから県知事とすれば鉄道高架推進する段階にないというような変なコメントや新聞、テレビ、記事が出たりするので、そういう行政ならばなぜ総合

的に数字からの評価というようなことができないのかなという根本があるからいろいろな視点からの質問が出ているのだと思います。以上です。

○： 進行しましょう。

◎： ただし今日の議題であるこの道路に関しては、とりあえず市が今現在、所有地になっている部分に関しては業者指定等もありますので、この形で工事を行いますという報告がありましたということですので、それについては理解しましたということでこの審議会とすれば次の段階に行きたいのですがよろしいですか。

[「はい」との発言あり]

◎： はい。では、そのように。

●： はい、ありがとうございました。

◎： 八王寺線の道路工事についての報告は理解、了解しました。

●： 会長、よろしいでしょうか。

◎： はい、どうぞ。

4 審議事項（1）第13号議案「仮換地の指定について」

●： 続きまして、諮問事項の仮換地の指定についてご説明させていただきます。今回の仮換地の指定は4件でございます。前回、平成26年8月25日の第22回審議会で8件の仮換地の指定についてご説明いたしました内容と同様に、今回も建物補償金に税控除の適用を受けることができるよう仮換地の指定を行うものでございます。お手元の資料をご確認いただいたらと思いますが、お手元の資料に1から4番までインデックスに番号を書いております。個々に4件の資料をまとめております。前の図面をご覧ください。4件全ての従前地、今ある土地が赤色、それから換地、従後地になるところが青色を示した図面でございます。この前の図面の番号とお手元の資料のインデックスの番号は同一となっております。

それでは、1番から順番にご説明させていただきます。

・・・以下、仮換地の指定について説明・・・（約3分間）

●： 仮換地の指定につきましてのご説明は以上でございます。順序が逆になりましたが、これから所長の方から諮問書を読ませていただきますのでよろしくお願ひ申します。

●： 失礼します。説明の方が先になりましたが、これから諮問書の方を朗読させていただきます。

倉開第181号、平成27年1月21日、
岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会会長小野質様。
岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業施行者倉敷市、代表者倉
敷市長伊東香織。

第13号議案、仮換地の指定について（諮問）。

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理事業の施行地区内の別紙調書
及び図面に掲げる宅地について、土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地の
指定を行いたい。については、同法第98条第3項の規定により、貴会の意見を伺いま
す。

以上です。今回4件をよろしくお願ひします。

- ：ここで事務局から参考ということでご報告をさせていただきたいと思います。前回ま
でのこういった税控除のための仮換地指定につきましての答申書では、審議会の皆様か
らの付帯意見として、仮換地指定の対象である土地は本件土地区画整理事業の調整用の
ために適切に使用すること、というのを付していただいております。ご参考のためにご
紹介をさせていただきます。この点も踏まえてご審議の方よろしくお願ひいたします。
- ◎：1つ質問していいですか。これまでの案件は、この第二土地区画整理事業区域から出
ていく人の話だったですね、土地を市へ売って。ところが、今回の場合はそうではなくて、
この区域内での移動の話になっていますね。そうではないのですか。
- ：よろしいですか。
- ◎：はい、どうぞ。
- ：・・・以下、個別の状況説明・・・
- ◎：個別の事情の説明がありましたが、今まで区画整理を進めるに当たってピースが足
らないからピースを増やしたいということでの事業をうまく進めるための代替地その他の
確保である、いわゆる簡単に言えば、市が土地をもっと欲しいからということで買収
して市外に出ていく、またはこの区域での権利を放棄すると、消滅するという意味での
仮換地指定だったのが、今回からは全然性質が違って、このうえにさっき言った再配置
の話ということの問題点は変わってますよね。そのことを確認したい。
- ：はい。
- ◎：どうぞ。
- ：何も変わっておりません。前回と同様でございます。
- ：市が買うのではない。
- ：そうです。
- ：売却でしょう。
- ：仮換地を指定しているのは、仮にしているだけです。

- ◎： 結論は簡単に今■■委員が言われた分で、要は市が全部買い取ってしまって、その人の権利はなくなるという話ですか。
- ： そうです。だから、赤の部分が市の土地になるよと、だから必然的に換地の青の部分が市の換地になるということでございます。
- ◎： 前回と同じという事は分かるのだけと。ただそうなると今まで次々と買ってきてピースが足らないというのが、ピースが増えてきて、そうした場合にこの区画整理事業の中で言うと、ひとつに減歩率を13%に下げるという古市市長時代も減歩率の話が、今現在だったらもう既にピースが増えたこととは別の意味で減歩率をもっと下げるだけの市有地がもう既にあるのではないか、その辺についてはどうなの。
- ： はい、よろしいでしょうか。
- ◎： どうぞ。
- ： 減歩率について、もうこれは決まっております。これは今から下げるということはできません。今買っている土地については、これは減歩率に反映するものではなく、市の宅地を増やしていくという認識をしてください。だから、市の換地の部分が市の宅地として残ってくると。これについて意見書提出者の方と調整を図っていく、先ほど言ったピースを増やしていくということでございます。最終的にどこも行き手がないところの市の土地があればそこは市有地として残るということでございます。
- ◎： はい、■■委員、どうぞ。
- ： 売買契約が成立していて、それで従来と同じように税控除のためであればそれは認めてよろしいのではないかと思います。ただし、これまでもいつでも付帯意見がついておりまして、今回仮換地指定の対象である土地は本件土地区画整理事業の調整用のために適切に使用することというのは、これは審議会の付帯意見ですから、そうするとこれまでに取得されたとこ、すなわち調整用として適切に使用するですから、購入された土地はいずれも適切に使用されているかどうか、将来保留地的なものとするだけとか、あるいは道路の工事のためには困るから購入したというようなことは、この付帯意見に外れるのではないかとそういうふうに思うのです。具体的には購入した土地をどういう調整をしましたということを聞かないために私どもは納得できないのではないかというふうに思う。ただ、税控除のためですからそれは売却者の方たちのためにも利することですから、私はそれは認めるべきだと思っています。以上です。
- ◎： はい、■■委員、どうぞ。
- ： ■■委員が先ほど言われたこととダブルかも分かりませんが教えてください。第二区画整理地区というのは22.5ヘクタールですかね、それについて区画整理のシナリオを描いた、そこでとりあえず今減歩率は13%という数字がオフィシャルになっていると。そうしますと、全体像の数字がこの前も言ったように知りたいのですが、22.5

ヘクタールあって、それで今、例えば減歩に 13 %とか、数字が幾ら、公共の土地になるのが幾ら、道路とかその他トータル 100 %ありましたけど、去年ぐらいからいろいろ市の方がやっておられます追加で宅地を買っていったと。そうするとこここの軽微のという話にもなるのですが、それでは追加で買ったのが今幾らある、で実際にそうするとそこで今回皆さんも、例えば今縦覧で意見書を出した方で、例えばここは駄目だけこっちならいいよというふうな話につながっていくんだろうけど、そのアローワンスというのがどのくらい今数字としてあるのかなという全体像をちょっと教えていただければありがたいのですが。

- ： はい。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 今 ■■ 委員からご質問があった件ですが、細かい数字について今手持ちで持ってはないのですけれども、ただ新たに、これが平成 24 年から買っている土地について、まだ買っておりますので、この修正後についてはおいおい意見書の調整の状況をまた審議会で報告させていただきますので、そのときに土地をどれぐらい買って、どういう調整をしたという話はさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
- ◎： まだ買っているということですね。
- ： はい。区画整理だよりも書いておりますとおり、この 3 月末までという予定で今おられます。
- ◎： それで、いろいろと条件というか、照応の原則に合わないとかいろいろな意味で意見が出ている人を、納得させられるだけの再配置計画みたいなことに進むのですか。
- ： はい。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 換地に関する意見書 50 通ございます。これについて今現在十数通調整、同意の方もできております。現在も土地を買っている状況がございますので、残りの方についてもできるだけ早い時期に調整したいと考えております。以上でございます。
- ： ちょっと。
- ◎： はい、 ■■ 委員、どうぞ。
- ： 私よく分からぬから聞くのですが、青で囲んである土地が調整用の土地、市有地ですか。
- ： よろしいですか。
- ◎： どうぞ。
- ： はい、そうです。これが換地部分になるので、青の所が市の土地、換地です。
- ： 結局、青が市の土地。
- ： そうです。将来的には換地で市の土地です。

- ： 赤のところは今の。
- ： 赤が今の土地ですね。現在の土地。
- ： 現在の土地へほかの人が入ってくるのですか。
- ： 現在の土地には入ってきません。新しい換地の位置で換地の調整ですから、青の部分が市の土地になるから、Aさんとここ土地と交換どうですかという話になる訳です。
- ： Aさんが赤のところを持っていて、Aさんが青のところへ行くようになっているのでしょうか。
- ： そうだけど所有権を売却して。
- ： 売却しているけど、そうしたら青のところが市の土地になるのですね。
- ： そうです、市の換地になる。
- ： 換地になる。
- ： はい。だから、皆さん意見書を出されているのが、換地に関する意見書ですから、その換地を調整する。だから、青の部分が調整地になる訳。
- ： 調整地になる。
- ： はい。だから、赤の部分はもう余り考えない方が。
- ： 会長、ちょっとよろしいでしょうか。
- ◎： ■■委員。
- ： だから、要するに2つに分けて、まず審議事項を認めるかどうかということと、あとは私も付帯意見が守られているのかどうかちょっと疑問に思うことが多いですよ。その分けて、審議事項は先にというのがよろしい。といいますのは、本来この付帯意見によると調整用に使うとなっている。前回の時も前々回かな、お話ししたのですがこれは確かに。
- ： 会長。今のこととはきっちとされてないの。それでは駄目なのでもう一度話されたことに賛成か反対かきっちと採決して今の話になればいいですが、採決していないのにまたずっと同じ話をしている。
- ： 良くご覧になるとこれをね、こここの計画道路、ここも計画道路です。
- ： 話が違うでしょう。
- ： そういうことであれば、これは調整用ではなく道路工事用として、もし仮換地指定行為をしているのであれば、付帯意見をないがしろにすることではないかということを言っているのです。
- ： 会長、ちょっと。
- ： まだこれはお話ししていないことなのですよ。
- ： ■■さんが言っている話ですけど、さっき市が言っていることに対して決をとってちゃんと賛成か反対をとって、それから■■さんの話になるのではないでしようか。次に

進んでいるから、また同じ話になっているのです。

- ： 2つに分けて、審議事項についての審議はそれはそれでやっていたら結構です。
- ： 一つ一つ決めていきましょう。
- ◎： ちょっと再確認しますけれども、倉敷市の先程の回答。
- ： 今の議論は市が言われていることに対して、我々が賛成か反対かの決をとって、それから■■さんが言われることに進めたらどうかと私は言っているのです。
- ： 具体的には売買契約ができる、その仮換地指定について先にいきましょう。この次の段階が公平に行われているかどうかについて意見を聞くという状況。
- ： 4件についての指定、今回の諮問内容については、もう審議されたらよろしいということ。それは税控除のためであるからそれは決めたらよろしいということ。あのもう一つは別の問題です。ないがしろにしないで欲しいということの話ですから。
- ： 一つ一つ決めていきましょう。
- ◎： だから、この4件の審議対象事項に関する質問をされたけれども、まだ別途の協議対象事項というのが付随してきますよという話をされた訳ですね。分かりました。
- ： だから、今回の4件の諮問内容については従来どおりというお話を聞いているから、従来どおりの答申案で認めてよろしいのではないかという話。それが私の考えです。
- ◎： その部分だけなので、その補足説明をされるのに前に行かれたと理解していたので。では委員の方にも再確認しますけれども、皆さん方が受け取られたのは、この4件に対する市の回答で特に追加等はないということでよろしいですか。

[「はい」との発言あり]

- ◎： 従前どおりの仮換地に対する付帯事項のとおりを再確認すると、そういう付帯事項をつけるということでよろしいですか、そういう解釈していますね。では、今回の4件の仮換地の指定に対する審議事項については、その付帯意見をつけた状態で了解をするというふうに決をとりますので、反対等なければ賛成ということにしたいのですが、よろしいですか。

[「はい」との発言あり]

- ◎： はい。では、特に反対がないということにいたします。
- ： ありがとうございます。それでは、答申書を今お配りさせていただいて、前回と同様という今ご意見いただきましたので。

[事務局 答申書文案を配布]

◎： 答申書文案はこれでよろしいでしょうか。

[特に発言なし]

◎： はい。特に異論がないようですので、そのように確認をさせていただきます。

●： ありがとうございました。

◎： それでは、今日の主たる審議事項である13号議案については、以上で確認終了としますということになりますが、次回以降については市とすればいつごろの予定ということですか。

●： はい、よろしいでしょうか。

○： まず、何をやるかということです。

●： はい。そのことを述べさせていただきます。次回24回の審議会でございますが、昨年12月15日に配付いたしました区画整理だよりNo.37に記載しておりますとおり現在土地の買収を行っておりますが、先ほど申しましたように今年度、この3月末を目途に終了する予定でございます。ただ、今も建物調査等を行い、金額提示する予定の方が数名おられますし、これが3月末まで期間がございますので、また新たな売却の話が出てくるやもしれません。その状況等を勘案しながら、また今日冒頭で審議会の公開要領、それから話はちょっと調整できませんでしたけれども、軽微な変更等についてその積み残した内容と仮換地の指定が新たに出てくるのであれば、そういうもののが出てきた状況等を踏まえながら次回の審議会は開催させていただくようになっておりますが、今のところ時期的には、4月には定期人事異動等もございますので、4月、5月ぐらいで開催させていただいたらと思っております。また、事前に日にち等が参りましたら日程調整を委員の方々にさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

◎： 今の市の説明について、それで一応各委員の方はその予定でよろしいでしょうか。はい、■■委員、どうぞ。

○： 先ほどお話ししたように、審議会の同意事項ないし意見書に関するいずれも付帯事項が付いたりしている訳ですよ。同意事項のうちでは換地設計に関する1期の15回目の時かな、いわゆる意見書提出者、換地変更を願い出た方で不採択になった方等についてはできる限り調整を図るという付帯意見、それから今回4回にわたる、いわゆる税控除のための換地指定についてもいずれも先ほどお話ししたような付帯意見が付いている。これは多分施行者側は付帯意見について忠実に守っていただけるものという前提でつけ

てあるのだと思うのです。また、施行者側もその付帯意見を満足させるべき努力をされていると思います。先ほどお話したように、例えば仮換地指定のところが本当にどういう調整のために使われたのか。これは換地設計に同意あるいは同意事項ですから同意したことに対する付帯意見、できる限り調整をするということ、連動している訳。したがって、どういう調整をされたのかというのはいずれも前の議事録を見ても、お話ししますということになっていますので、いわゆる付帯意見を出していることについてやはり審議会の意見は尊重していただきて、お約束されていることはきっと守って欲しいというのが私のお願ひです。

- ◎： 今の■■委員の要望に関しては、倉敷市としてはいかがですか。
- ： はい。
- ◎： はい、どうぞ。
- ： 貴重なご意見をいただきましたので、これを尊重しながら進めていきたいと考えております。以上です。
- ◎： では、一応時間ぎりぎりにはなりましたが、本日の予定は一応これで終了ということになりますが、他に何かないですか、あれば。はい、どうぞ倉敷市。
- ： 事務局から失礼します。先ほど次回の予定を申し上げましたが、仮換地指定についてということを踏まえておりますので、個人情報等の扱いについて、会長の方からお諮りいただければと思います。
- ◎： どういうことですか。
- ： 次回「非公開」ということでお願いをしたいということですが。次回の仮換地指定等についての審議の予定をさせていただいているので、「非公開」で。
- ◎： 今はまだ決められないでしょう。出るかもしれないという話、今はこれでとりあえず懸案事項はゼロになったはずだから、今日「非公開」という決定をするべき要因はないのではないか。強いて言えば、私とすれば今日前半で問題になったことに関しては、当然別便で本当はそこだけでも審議会を最低一回は開いて討議すべきだと感じております。
- ： はい。
- ◎： はい、市、どうぞ。
- ： 今、「非公開」ということを事務局の方からお話ししたのですが、今回同様に仮換地の指定について同じような諮問の案件が出れば「非公開」にさせていただけたらということでございます。だから、これが実際出てくるか出てこないか分からないのですが、出してくれば「非公開」とさせていただきたいという事務局の考えでございます。よろしくお願ひいたします。
- ◎： 出してくればですね。では、ほかの委員さんはそれでよろしいですか。■■委員、どう

ぞ。

○： 議事の運営その他は会長が責任を持たれるべきでありますから、次回の審議会の招集権は市長が持っている訳でね、それによると目的等は書かないといけないことになりますよね。その目的、会の目的を見て、要するに会長がこれは公開にしてもよろしい、こここの部分は非公開にしなければいかんということがあれば、あるいは前半は公開にしても、途中で傍聴者は退席していただいて非公開にするということで構わないのでないですか。一体何を議論するかというので決められたらいかがかだと思います。

◎： 当然ですね。ただ、そのためには1つ倉敷市の対応に、会長としての苦言を呈しておきます。今日諮問書というような形で来ているのですが、しばらく前までは会長なりに事前に会議を開いてくださいという形で文書が出ていたのが、いつの間にかそういった文書が出なくなったり。そのことについてどう考えておられるのかを是非確認しておきたいと思うのです。それでは、ちょっと10分ほど超過しましたが、そのような形で今日は決定をしましたということで、次回以降については案件等が出てからの状況、市の開催要請等によって「公開」、「非公開」等は決めていくということで、本日は終了とさせていただきたい。

○： 1点だけ。

◎： どうぞ、■■委員。

○： 済みません。次回、やはりこういっただらだらした審議会は駄目だと思います。だから、決着することは決着しなければいけないと思うので、さっき会長が言われた件はどうされるのですか。もうしないのですか。

◎： というと。

○： いや、懸案事項で残っていることがあります。

◎： もちろん■■委員が言われたこと、破棄にされた訳ではないので。

○： しないのですね。

◎： いえ、もちろんします。

○： するのですか。

◎： はい。だって倉敷市もそれについてはすると、していただいてよろしいという答弁を今日されました。

○： 4月、5月にということですね。

◎： だから、倉敷市とすれば、仮換地指定等の案件が出たものと抱き合させての開催と考えておられるのでしょうかが、会長とすれば本来は抱き合せではなくて、別途懸案事項としての審議会の議事録の扱い、解釈と軽微な変更ではない部分があるのではないかという■■委員の発言に関しては当然別途、次回の審議会の前に本来なら話し合って確認なり了解というようにしておくべきだと思っております。

5 閉会

◎： 以上です。では本日はみなさんありがとうございました。終了いたします。

第 23 回（継続審議）

倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
議事録について

岡山県南広域都市計画事業倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会
会会議規程第8条の規程により署名する。

平成27年3月27日

岡山県南広域都市計画事業
倉敷駅周辺第二土地区画整理審議会

会長 小野 賢印

委員 伊越一忠印

委員 (有)三和硝子工業所
竹原良枝印